

3 ごみ量等の推移

(単位：t)

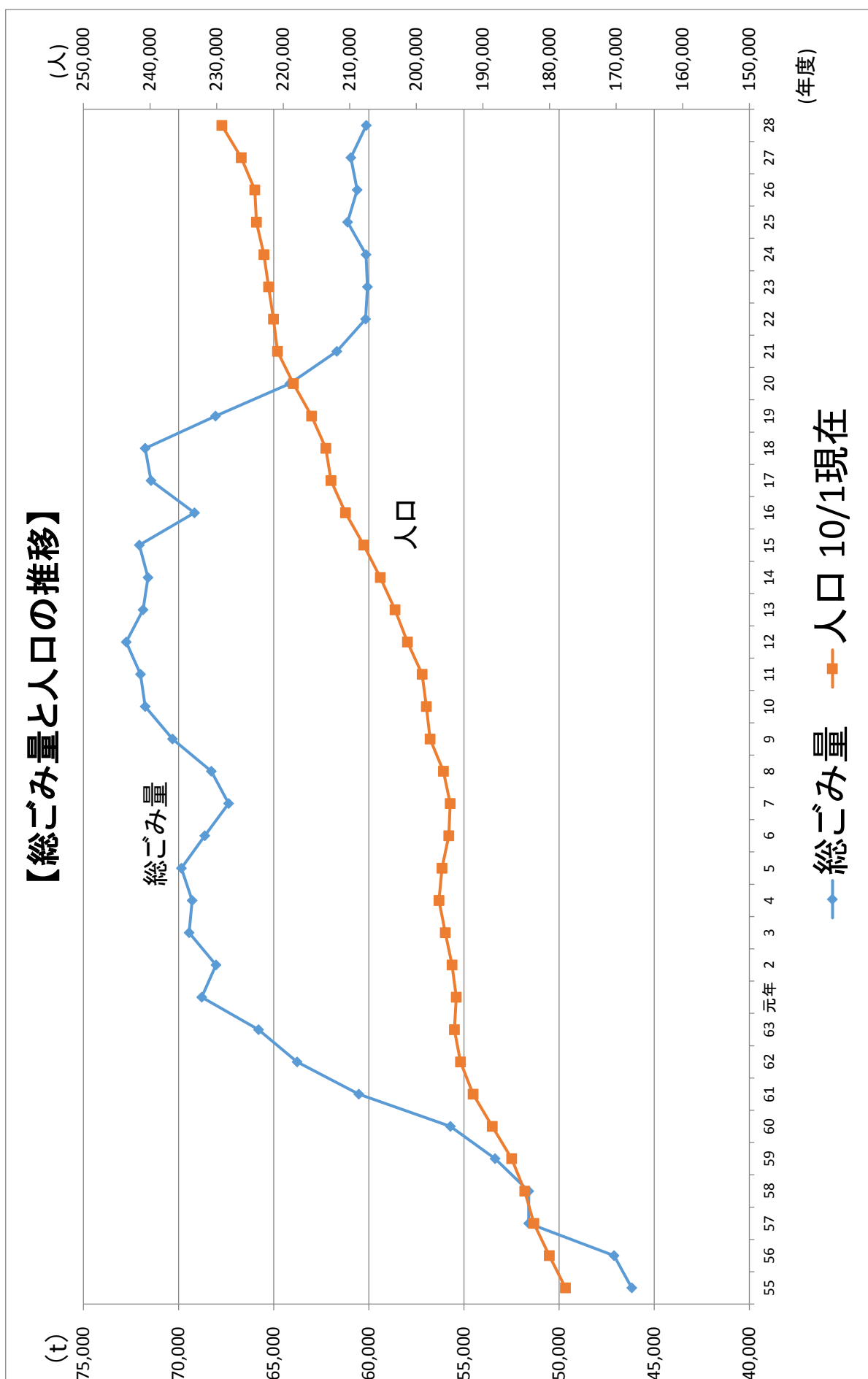
	昭和										平成			
	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
総ごみ量	46,181	48,415	51,595	51,597	53,365	55,716	60,529	63,767	65,798	68,777	68,028	69,445	69,285	
収集量	46,181	47,119	50,141	50,069	51,728	54,032	58,842	61,780	63,180	65,771	64,362	65,416	64,926	
燃やせるごみ	37,961	39,462	41,401	40,670	41,405	43,309	47,505	49,538	50,118	52,036	51,189	52,120	49,719	
燃やせるごみ（家庭系）	34,113	35,153	36,306	35,616	36,319	37,502	41,373	43,142	44,076	45,563	44,513	44,139	41,477	
燃やせるごみ（事業系） （直接搬入ごみ）	3,848	4,309	5,095	5,054	5,086	5,807	6,132	6,396	6,042	6,473	6,676	7,981	8,242	
燃やせないごみ	7,920	7,338	8,360	8,924	9,483	9,785	10,414	11,259	12,107	12,295	10,432	9,857	9,127	
有害ごみ	-	-	-	13	49	69	65	65	60	59	55	58	55	
粗大ごみ	300	319	380	462	791	869	858	918	895	769	976	934	660	
資源物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	612	1,710	2,447	5,365	
集団回収	← -	1,296	1,454	1,528	1,637	1,684	1,687	1,987	2,618	3,006	3,666	4,029	4,359	
し尿収集量(kℓ)	38,168	33,431	19,517	13,777	9,826	7,574	5,470	3,959	3,252	2,357	2,019	1,569	1,490	
人口（人） 10/1現在	177,612	180,058	182,359	183,726	185,688	188,618	191,493	193,372	194,278	194,023	194,637	195,656	196,607	
	※集団回収量不明 資源物集団回収 事業開始 (昭和55年1月)													
	ごみ処理 手数料 改正									し尿収集 有料化	カン 分別収集 開始	生乳 パック 拠点収集 開始	布類 分別収集 開始	
	古紙 分別収集 開始													
	ビン 分別収集 開始													

(単位：t)

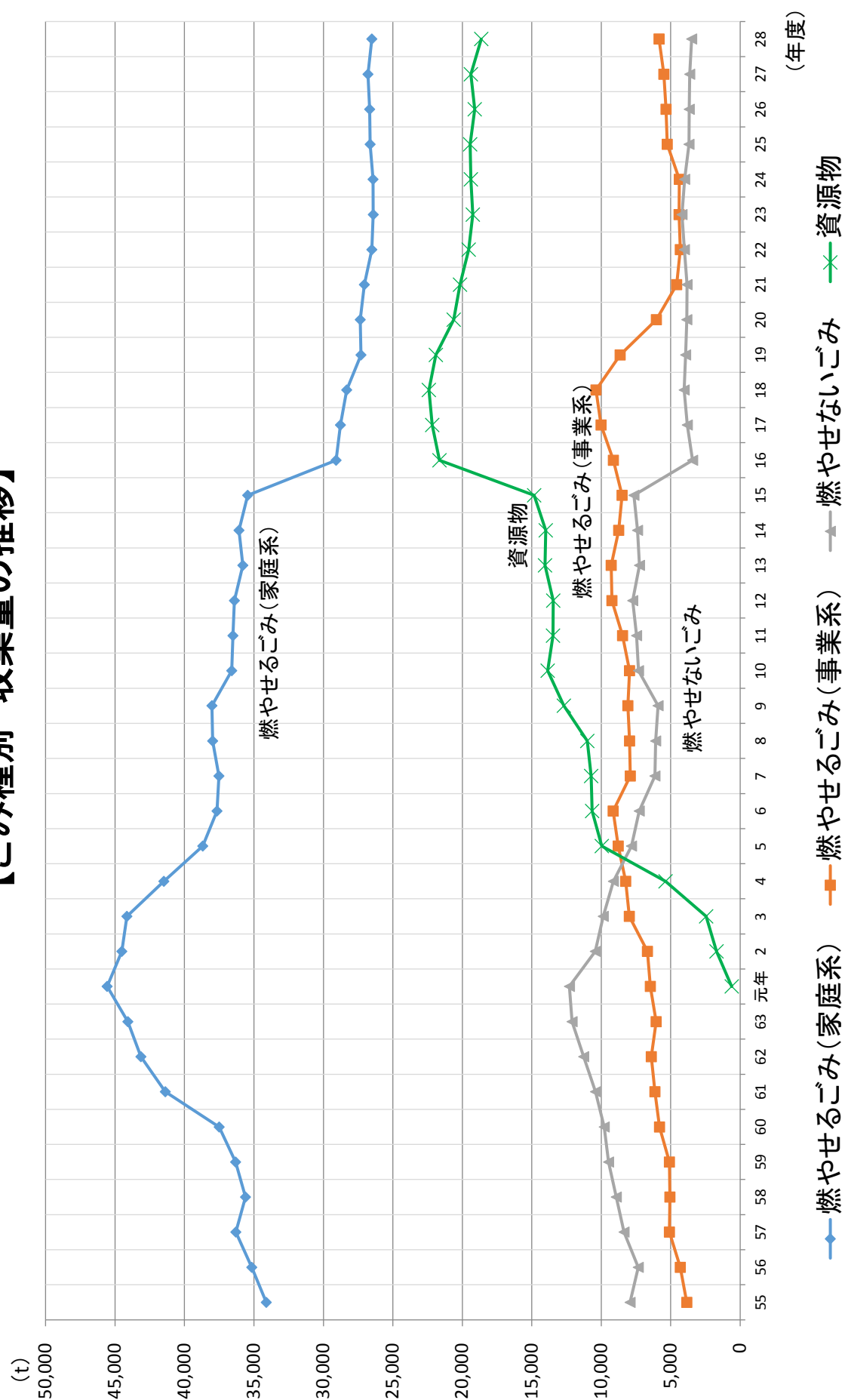
	平成												
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
総ごみ量	69,850	68,621	67,374	68,277	70,316	71,755	71,996	72,751	71,860	71,603	72,065	69,158	71,445
収集量	65,979	65,379	62,993	63,792	65,836	66,948	67,215	67,989	67,108	67,021	67,401	64,190	66,206
燃やせるごみ	47,462	46,801	45,424	45,940	46,103	44,565	44,976	45,630	45,080	44,821	43,968	38,208	38,782
燃やせるごみ (家庭系)	38,680	37,657	37,520	37,980	38,026	36,596	36,517	36,402	35,797	36,077	35,459	29,086	28,767
燃やせるごみ (事業系) (直接搬入ごみ)	8,782	9,144	7,904	7,960	8,077	7,969	8,459	9,228	9,283	8,744	8,509	9,122	10,015
燃やせないごみ	7,826	7,276	6,141	6,091	5,918	7,319	7,465	7,738	7,244	7,397	7,650	3,429	3,816
有害ごみ	66	53	62	65	76	82	76	86	81	133	121	97	99
粗大ごみ	661	584	643	694	1,042	1,118	1,215	1,083	648	670	839	804	1,337
資源物	9,964	10,665	10,723	11,002	12,697	13,864	13,483	13,452	14,055	14,000	14,823	21,652	22,172
集団回収	3,871	3,242	4,381	4,485	4,480	4,807	4,781	4,762	4,752	4,582	4,664	4,968	5,239
し尿収集量(kℓ)	1,266	1,107	1,054	1,138	1,092	902	931	888	794	768	950	659	658
人口 (人) 10/1現在	196,169	195,140	194,936	195,933	197,947	198,508	199,150	201,365	203,218	205,425	207,902	210,638	212,823
		ごみ処理 手数料 改正			ごみ処理 手数料 改正			ごみ処理 手数料 改正	ペット ボトル 分別収集 開始		収集体制 戸別収集 に変更 プラスチック 分別収集 開始	家庭ごみ の一部 有料化	
		事業所 ごみ 完全 有料化											
		粗大ごみ 有料化											

(単位：t)

平成											
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
総ごみ量	71,756	68,060	64,145	61,686	60,166	60,067	61,119	60,609	60,943	60,130	
	66,620	63,018	59,127	56,939	55,686	55,672	56,598	56,346	56,877	56,100	
	38,700	35,940	33,380	31,619	30,820	30,820	31,887	32,005	32,279	32,356	
	28,320	27,299	27,347	27,050	26,511	26,418	26,636	26,671	26,787	26,515	
	10,380	8,641	6,033	4,569	4,309	4,401	4,376	5,251	5,334	5,492	5,841
	4,036	3,929	3,840	3,829	4,011	4,194	3,993	3,681	3,664	3,630	3,489
	102	89	92	86	84	83	77	81	81	79	78
	1,379	1,158	1,201	1,240	1,236	1,324	1,401	1,510	1,486	1,507	1,537
	22,403	21,902	20,614	20,165	19,534	19,252	19,391	19,439	19,110	19,380	18,640
	5,136	5,042	5,018	4,747	4,480	4,394	4,486	4,521	4,263	4,066	4,030
し尿収集量(kℓ)	694	475	444	423	379	369	370	354	367	352	412
人口（人） 10/1現在	213,613	215,750	218,471	220,875	221,441	222,187	222,905	224,026	224,283	226,291	229,220
	二枚橋 衛生組合 焼却炉 全停止	広域支援 開始	ごみ処理 手数料 改正			広域支援 終了	クリーン プラザ ふじみ 本稼働		資源物持 去り禁止 条例施行		
		ごみ処理 手数料 改正					ごみ処理 手数料 改正				



【ごみ種別 収集量の推移】



4 広報関係

(1) 市報ちょうふ

【ごみ減量標語, ごみダイエット通信】

(2) ザ・リサイクル

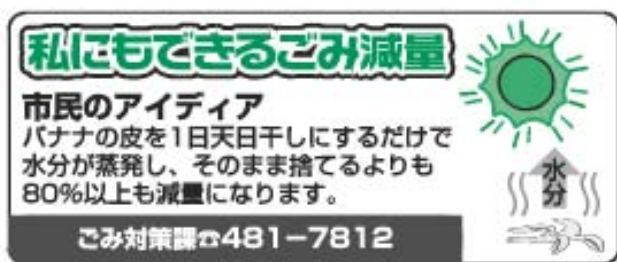
第72号【平成28年8月5日発行】

第73号【平成28年11月20日発行】

第74号【平成29年3月20日発行】

(1) 市報ちょうふ ごみ減量標語

● 4 月 5 日 号



● 5 月 5 日 号



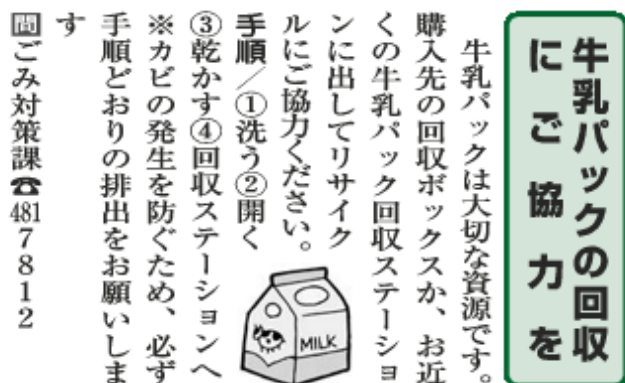
● 6 月 5 日 号



● 7 月 5 日 号



● 8 月 5 日 号



● 9 月 5 日 号



(1) 市報ちょうふ ごみ減量標語

● 1 1 月 5 日 号

私にもできるごみ減量

リデュース(ごみを発生させない)に取り組みましょう

冷蔵庫の扉にメモなどを貼って、入っているものや消費期限を書いておけば、余計なものを買うことが少なくなります。また、冷蔵庫の電気代を節約できます。

★MEMO★

18/20 豆腐、アサゲ、アサゲ
18/21 牛乳、レタス、ハム
18/22 キウイ、トマト
18/23 キウイ、トマト
18/24 キウイ、トマト

ごみ対策課 ☎481-7812

● 1 2 月 5 日 号

私にもできるごみ減量

年末年始もごみ減量 3Rに取り組もう

リデュース(Reduce) ごみを減らすこと
例：余計な物は買わない、食べ残しをしない

リユース(Reuse) 繰り返し使うこと
例：掃除で出たまだ使えるものは譲ったり、リサイクルショップに売却する

リサイクル(Recycle) 再資源化すること
例：掃除のときにもきちんと分別する

ごみ対策課 ☎481-7812

● 2 月 5 日 号

私にもできるごみ減量

正しい分別でごみ減量

燃やせるごみの中には、紙類が多く混入しています。メモ用紙やチラシなど、大きさが名刺サイズ以上の紙は、「古紙」に分別すれば再生紙などに生まれ変わります。「燃やせるごみ」に出されると、リサイクルできずに灰になってしまいますので、古紙として分別してください。

ごみ減量への第一歩、身近なことから始めましょう

ごみ対策課 ☎481-7812

● 3 月 5 日 号

私にもできるごみ減量

「食品ロス」を減らそう

まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」は、日本全国で年間約 632 万トンもあると言われています。料理をするときは適度な量を作るなど食品ロスを減らしましょう。

日本人は1人1日あたりお茶碗1杯分の食料を捨てています。

ごみ対策課 ☎481-7812

● 4 月 5 日 号

ごみダイエット通信 100

使用済小型電子機器等回収ボックスをご存じですか
小型家電製品に含まれる貴重な有用金属を効率的に回収するため、市内3カ所(市役所、神代出張所、クリーンセンター)に使用済小型電子機器等の回収ボックスを設置しています。

投入口の大きさは横30センチ、縦15センチです。回収する品目などは、市の図などでご確認ください。

注意点／●異物やごみなど小型家電以外の物は入れない●取り外しできるバッテリーなどの電池類は取り外してから入れる●携帯電話やパソコンは回収しません 図ごみ対策課☎481-7686



● 6 月 5 日 号

ごみダイエット通信 102

雨の日の資源物の出し方 (古紙編)

市では、毎週水曜日に「資源物」として古紙と古布の収集を行っています。

◎古紙の出し方／古紙は雨に濡れてもリサイクルできますので、雨の日でもそのまま出して構いません。通常時と同様、ひもで縛るか紙袋などに入れて出してください。



資源物の持ち去りを発見したら

古紙などの資源物を無断で持ち去る行為は条例で禁止しています。持ち去り現場を目撃したら直接注意するのではなく市役所へ連絡してください。

● 5 月 5 日 号

ごみダイエット通信 101

●調布市はリサイクル率全国第7位

環境省から発表された「一般廃棄物処理事業実態調査(平成26年度)」において、人口10万人以上50万人未満の240市のなかで、調布市はリサイクル率が38.5%で、全国第7位でした。また、平成26年度の1人1日当たりのごみ排出量は25年度実績の747.5グラムより7.1グラム減少し、740.4グラムで全国第11位となりました。これは、市民、事業者の皆さんの高い分別意識と、日頃からごみの減量を実践していただいた結果によるものです。

●ごみ減量のために

家庭から出るごみのうち、一番多く排出されるのは、生ごみです。生ごみを減量するためには、

- 買物に行く前に家にある食材の確認をする
- 料理をするときは適量を作る
- 野菜の皮をきんぴら風に作るなど、使える部分はできる限り使う
- コーヒーやお茶がらなどの生ごみは、土に混ぜ「たい肥」として活用する
- 生ごみを捨てる前に水切りネットに入れて「ぎゅっ」とひと絞りする

一人一人の小さな取り組みが大きなごみの減量につながります。今後も一層のごみ減量とリサイクルの推進にご協力をお願いします。

図ごみ対策課☎481-7812

● 7 月 5 日 号

ごみダイエット通信 103
固ごみ対策課 ☎ 481-7686

せん定した枝木を資源化して活用しましょう

ごみ減量・リサイクル推進の一環として、せん定された枝木を無料でチップ化しています。土と混ぜて堆肥として利用したり、敷地内にまいて雑草防止にご活用ください。用途に応じて「一次破碎（3cm程度）」もしくは「二次破碎（さらに細かく粉碎）」を選べます。

利用の流れ

- 電話で利用日を予約
- 利用日にせん定枝破碎粉砕車両が伺い、その場でせん定枝をチップ化
- チップ化したものを全量お渡し

対象となる条件

- 幹の太さが8cm以下、長さが1m以下の枝木
- 敷地内の樹木をせん定したもので、チップ化したものを敷地内で自己処理できること

対象にならない樹木

- 竹、笹、シュロなど、チップ化に適さない堅い樹木
- ウルシ、キョウチクトウ、アセビなど、毒性のある樹木
- イチョウ、松など、油分が多くせん定枝粉砕車両の故障の原因となるおそれのある樹木
- バラなど、作業時に負傷するおそれのある樹木
- 落ち葉、草花、木の根、腐食した樹木
- 石、土、虫などが混入しているもの
- 木材などの加工された樹木

作業日

- 祝・休日を含む月～金曜日（年末年始を除く）

その他

- 向きをそろえて、直径30cm程度の束にしておく
- 事業所や集合住宅も利用可

4月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分に電話でごみ対策課へ

※申し込みの際に、チップ化する枝の量（直径30cm程度の束で何束くらいあるか）、樹木の種類、作業場所をお聞かせします。事前にご確認の上、申し込みをお願いします

調布市ごみリサイクルカレンダー11頁、市の監もご覧ください

● 8 月 5 日 号

ごみダイエット通信 104

作品の募集

①ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・標語コンテスト

ごみの散乱防止と3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するポスター・標語を募集します。

応募規格／ポスター部門 B判四つ切（380ミリ×540ミリ）または、B3判（364ミリ×515ミリ）にクレヨン、水彩絵具などで描き、写真そのほかの材料を貼付しないもの

標語部門 官製はがきまたは、はがき大の用紙

園市内在住の小・中・高校生 園東甲信越静環境活動推進連絡協議会、東京都

②3R促進ポスターコンクール

循環型社会のあり方について考えるきっかけとして3Rをテーマにしたポスター作品を募集します。

応募規格 B判四つ切（380ミリ×540ミリ）または、B3判（364ミリ×515ミリ）に手描きとし、パソコンなどを使用した作品や立体的な作品（糊などで貼り付けたもの、切り絵など）ではないもの 園市内在住の小・中学生 園環境省 3R活動推進フォーラム

③共に

9月2日（金）までに〒182-0840 調布市立若葉小学校体育館 2階 園ごみ対策課南口事務所で持参または郵送、または市役所2階ごみ対策課へ持参

園詳細は市の園をご覧ください、お問い合わせください

リユースでごみ減量

粗大ごみとして排出されるものの中には、まだ利用可能なものがたくさんあります。

「リユース留館」（富士見町3-2-1）では、リユース（再利用）を目的として、粗大ごみから再生可能な家具などを手直しして販売しています。

出張販売

8月8日（月）午前10時～午後3時 園市立若葉小学校体育館

主な展示販売品 テーブル、椅子、メタルラック、衣装ケース、カラーボックスなど

価格／500円～5,000円程度

園ごみ対策課 ☎ 481-7686

牛乳パックの回収にご協力を

牛乳パックは大切な資源です。購入先の回収ボックスか、お近くの牛乳パック回収ステーションに出してリサイクルにご協力ください。

手順 ①洗う ②開く ③乾かす ④回収ステーションへ ※カビの発生を防ぐため、必ず手洗いおりの排出をお願いします

園ごみ対策課 ☎ 481-7812

生ごみの水切りでごみ減量

生ごみの約8割が水分です。生ごみを捨てる前にひと絞りするだけで、ごみの減量と、生ごみの悪臭防止に大きな効果があります。

夏は生ごみに含まれる水分も多くなる時期です。より一層の生ごみの水切りにご協力をお願いします。

園ごみ対策課 ☎ 481-7812

(1) 市報ちょうふ ごみダイエット通信

● 9 月 5 日 号

ごみダイエット通信 105

燃やせるごみの減量は生ごみの減量が効果的

平成27年度に調布市で家庭から排出された燃やせるごみの量は2万6787トンでした。これは総ごみ量6万943トンの4割以上を占めています。燃やせるごみの中で、約4割～5割を「生ごみ」が占めています。

<生ごみ処理機等購入費補助制度>

市ではごみ減量を目的として、生ごみ処理機などの購入費に対して補助金を交付しています。購入後6カ月以内に申請をしてください。

対象品	補助金額	数	再申請期間
家庭用生ごみ処理機※1	購入価格の2分の1相当額とし、2万円を限度	1世帯当たり1基※2	5年※3
家庭用堆肥化容器	購入価格の2分の1相当額とし、1年度につき1世帯5000円を限度		
家庭用生ごみ処理剤			

※1 ディスポーザ（生ごみを破砕・粉砕する部位または機能）を有するものを除く

※2 2基で1つの処理作業を行うと認められる場合は、2基を補助対象

※3 過去に当補助金の交付を受けている場合は、補助金が交付された日の属する年度の翌年度から5年以内は申請不可

調布市ごみ対策課 ☎481-7812

● 1 0 月 5 日 号

ごみダイエット通信 106

◎さらなるごみ減量に向けて

市内で排出されるごみで一番多いものは、家庭から出る「燃やせるごみ」です。その中でも「生ごみ」が最も多くなっています。生ごみを減らすためには「食べ残しはしない」「必要な分だけ購入する」など、できることから実践しましょう。

市では、生ごみ処理機などの購入費助成も行っています。詳細は市の図をご覧ください。

◎「わたしにもできるごみ減量やリサイクル」小・中学生ポスター全作品を展示

小学校低学年・中学年・高学年の部、中学生の部それぞれの入賞作品を皆さんの投票で決定します。入賞作品は来年度の調布市ごみリサイクルカレンダーやごみ減量啓発活動に活用する予定です。

📅 10月6日(木)午後1時～12日(水)正午

📍 調布文化会館たづくり11階みんなの広場

調布市ごみ対策課 ☎481-7812

● 1 1 月 5 日 号

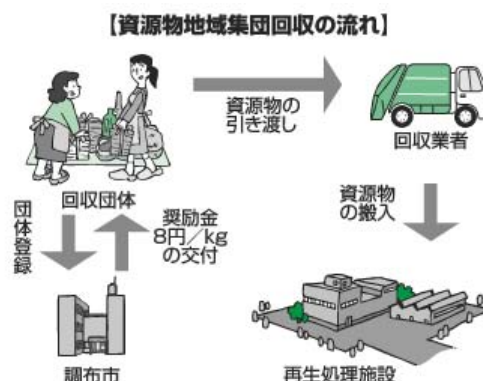
ごみダイエット通信 107

◎資源物地域集団回収

集団回収とは、子ども会や自治会など、おおむね20世帯以上の市民団体が資源物（古紙、古布、ビン、カン、牛乳パック）を集め、直接回収業者と契約して引き渡す自主的な資源回収です。集団回収は、地域の皆さんが一緒になって回収活動に取り組むことで、地域のコミュニティづくりにも役立っています。

奨励金 ①集団回収を実施している団体 ②集団回収として回収業者へ引き渡した資源物の量に応じて1キログラム当たり8円

調布市ごみ対策課 ☎481-7812



(1) 市報ちょうふ ごみダイエット通信

● 1 2 月 5 日 号

正しいごみの分別を

ビン・カン・ペットボトル・容器包装プラスチックや、古紙・古布・牛乳パックなどのほか、左記のごみについても分別を徹底しましょう。

カセットボンベ／中身を使い切ったから穴を開けずに「有害ごみ」として排出。ごみ収集車の火災の原因になるため燃やせないごみ専用袋（青色）には絶対に入れない

ライター・乾電池・蛍光灯／「有害ごみ」として排出

名刺サイズ以上の大きさの紙／畳んで紙袋に入れるかチラシなどの間に挟んで古紙として排出

衣類などの古布／濡れるとカビなどが発生し、リサイクルできなくなるため、雨の日を避けて、透明か半透明の袋に入れて排出

粗大ごみもリユース（再利用）・リサイクル（資源化）しています

クリーンセンター（深大寺東町7-47-1・☎4817686）に搬入される粗大ごみは、全て手作業で解体し、家電製品に含まれる金属類も可能な限りリサイクルするよう努めています。

また、リ再来留館（富士見町3-2-1）ではまだ使える家具などを手直しして、展示販売を行っています。再生品（リサイクル品）を選ぶことは、天然資源の使用量を減らすことにつながります。

食料品／買い物前の冷蔵庫のチェックで、買い過ぎを防ぐ

レジ袋／マイバッグを持参

シャンプー、リンス、洗剤、調味料など／詰め替え用の商品を利用

生ごみ／ごみを出す前に水切りネットなどでひと絞りする



● 2 月 5 日 号

● 3 月 5 日 号

ごみダイエット通信 109

ごみの3Rに2Rを加えて「5R」

市では、ごみの減量や限りある資源を有効活用するために、皆さんに3R活動（リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用））の実践をお願いしてきました。市のごみ量は、平成18年度をピークに5年連続で減少していましたが、近年はほぼ横ばいとなっています。そのためこれからは、3Rに次の2Rを加え、5Rとしてさらなるごみの減量をお願いします。

◎**リペア（修理）**／物が壊れた時に「修理」し、もう一度使用することによってごみを減らす取り組みです。例えば、子どものズボンが破れたときに当て布をする、腕時計などの電池が切れた時に電池交換をして使い続けることも立派なリペアです。リペアはごみを減らすと同時に、物を大切にすると心も育てます。

◎**リフューズ（断る）**／不要になると思うものを買わない、もらう前に「断る」という取り組みです。例えば、マイバッグを持参して、レジ袋を断ることもリフューズです。

☎ごみ対策課 ☎481-7812



ごみダイエット通信 110

混ぜればごみ、分ければ資源
～ごみ減量とリサイクルのため、きちんと分別を～

燃やせるごみの中には資源になる紙類が多く混入しています。名刺サイズ以上の大きさの紙はリサイクルできます。また、燃やせないごみの中にも、缶、ビン、食品トレイやペットボトルなどが混入していますが、きちんと分別をすることで資源になります。このほか、古着や使わなくなったタオル、シーツ、カーテンなどは古布として排出してください。

3Rのリデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再生して利用する）をお忘れなく、ごみ減量にご協力をお願いします。

☎ごみ対策課 ☎481-7812

ザ・リサイクル

平成28年
8月5日 発行
第72号
バックナンバーは市のホームページからご覧いただけます。
(トップページ→暮らし・手続き→ごみ・リサイクル→ごみカレンダー ザ・リサイクル)

発行／調布市環境部ごみ対策課 〒182-0024 調布市布田4-20-2 調布シティビル2階
TEL:042-481-7812 FAX:042-481-7814 E-mail:gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

調布市 ごみアプリ配信スタート!



ダウンロード
無料

ごみを出す日がわからなくなったり、ごみの出し方などで困った経験はありませんか?
市ではスマートフォンを利用してごみに関する様々な情報を簡単に確認できるアプリケーション「調布市ごみアプリ」を平成28年8月1日から配信しました。
「ごみの収集日」や「ごみ分別辞典」、「ごみの出し方」、「よくある質問」、設定した時間にごみ出しを知らせてくれる「アラート機能」など便利な機能が満載です。
ぜひ毎日のごみ出しや分別などにお役立てください。

8/1 月~

機能紹介

「調布市ごみアプリ」を使えばこんなことができます

ごみ収集日カレンダー
お住まいの地域のごみの収集日が確認できます。



ごみ分別辞典
ワード検索機能を使って簡単にごみの分別や出し方を確認できます。



アラート機能
設定した時間にごみ出しを教えてください。



よくある質問
よくある質問とその回答が確認できます。



ごみアプリ機能一覧	
ごみ収集日カレンダー	
ごみ分別辞典	
ごみの出し方	
よくある質問	
市では収集できないもの	
問い合わせ先	
アラート機能	
お知らせ機能	

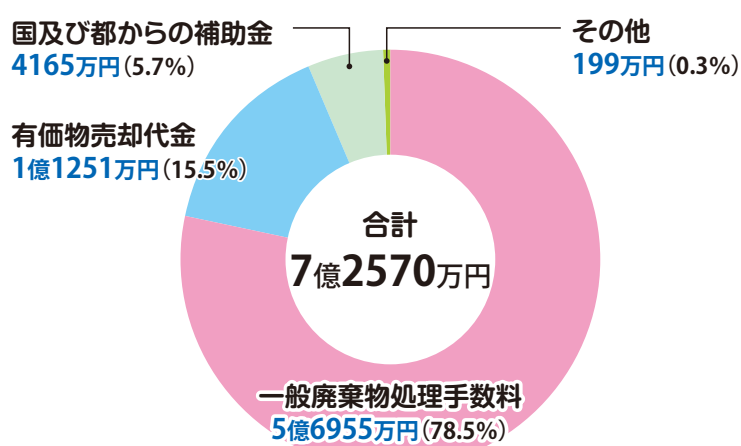
※上記は機能の一部になります。
※本紙で掲載している画像は開発中のものです。実際の仕様とは異なる可能性があります。

平成28年度 ごみ・資源物に係る経費【予算額】

収入

- 収入の約8割を「一般廃棄物処理手数料」が占めています。この手数料は、燃やせるごみ等を出す際の指定収集袋や粗大ごみ等を出す際の特定廃棄物処理券の購入代金として市民・事業者の方々に御負担いただいているものです。収集運搬などの経費に充てられています。
- 「有価物売却代金」は、収集された資源物(ビン、カン、古紙等)を資源再生業者へ売却した代金や、粗大ごみの中から再利用が可能な家具等を修理・加工している利再来留館での販売代金などがあります。なお、平成27年9月からは、羽毛布団の資源化も開始しました。

収入

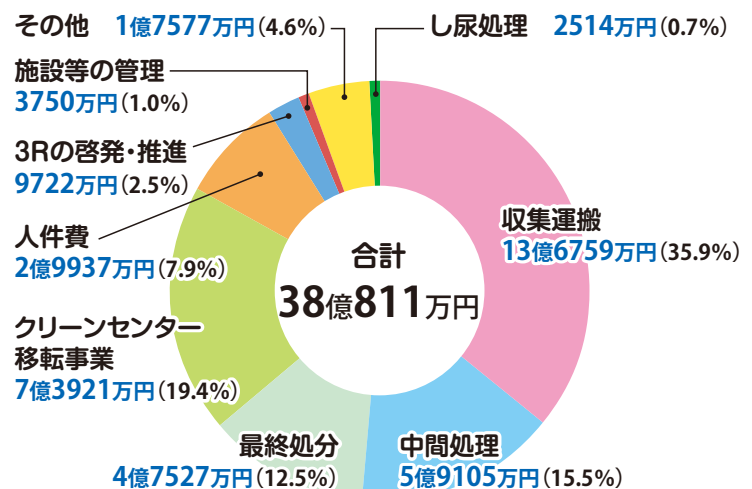


支出

- 平成28年度は、前年度と比較して約7億円増えており、「クリーンセンター移転事業」やごみアプリの導入(「3Rの啓発・推進」を含む)に係る経費が特徴として挙げられます。
- グラフ中の「収集運搬」は主に燃やせるごみやペットボトル等のごみや資源物を各家庭から収集するための経費、「中間処理」は主にふじみ衛生組合で焼却やリサイクルをするための経費、「最終処分」は主に東京たま広域資源循環組合で焼却灰をエコセメント化するための経費です。



支出



※参考:27年度当初予算額:収入7億1023万円,支出31億740万円 ※表示単位未満を四捨五入していますので,合計額と合わない場合があります。

平成27年度 総ごみ量 334トン増加

「総ごみ量」増加

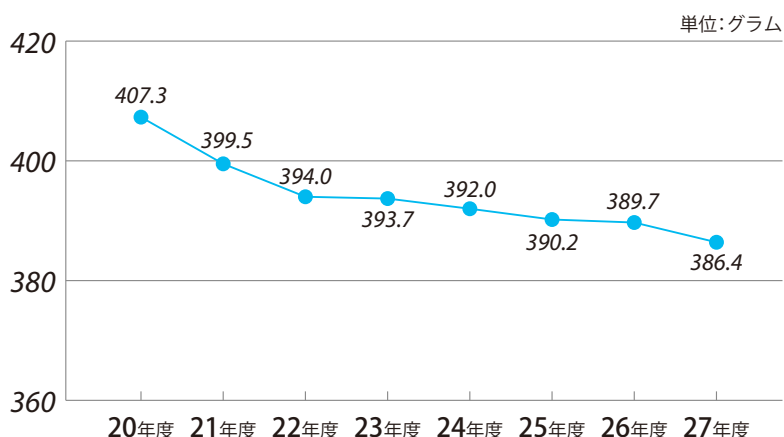
平成27年度の総ごみ量は6万943トンで、平成26年度と比較すると334トンの増加となりました。平成19年度から平成23年度まで5年連続で減少していましたが、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。

家庭系ごみ(市民一人一日当たり)は減量

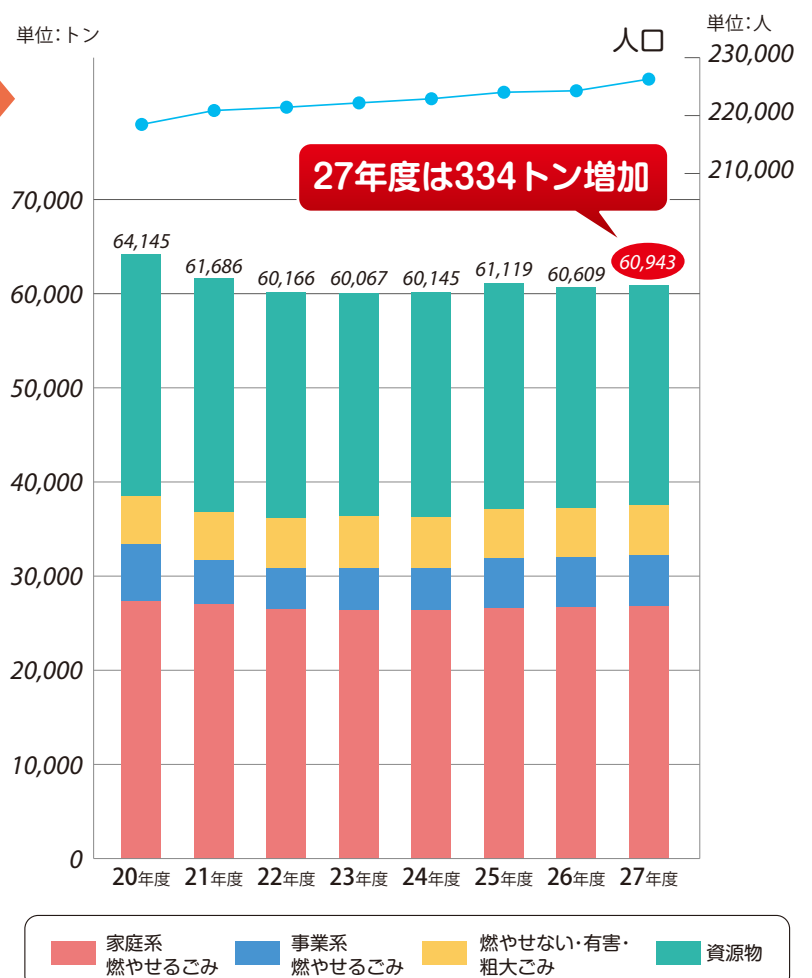
総ごみ量は増加しましたが、平成27年度の市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は約386.4グラムで、平成26年度から3.3グラムの減少となり、着実に減量が進んでいます。

※家庭系ごみ＝「家庭系燃やせるごみ」＋「燃やせないごみ」＋「有害ごみ」＋「粗大ごみ」

家庭系ごみ(市民一人一日当たり)の推移



総ごみ量の推移



リサイクル率 全国第7位

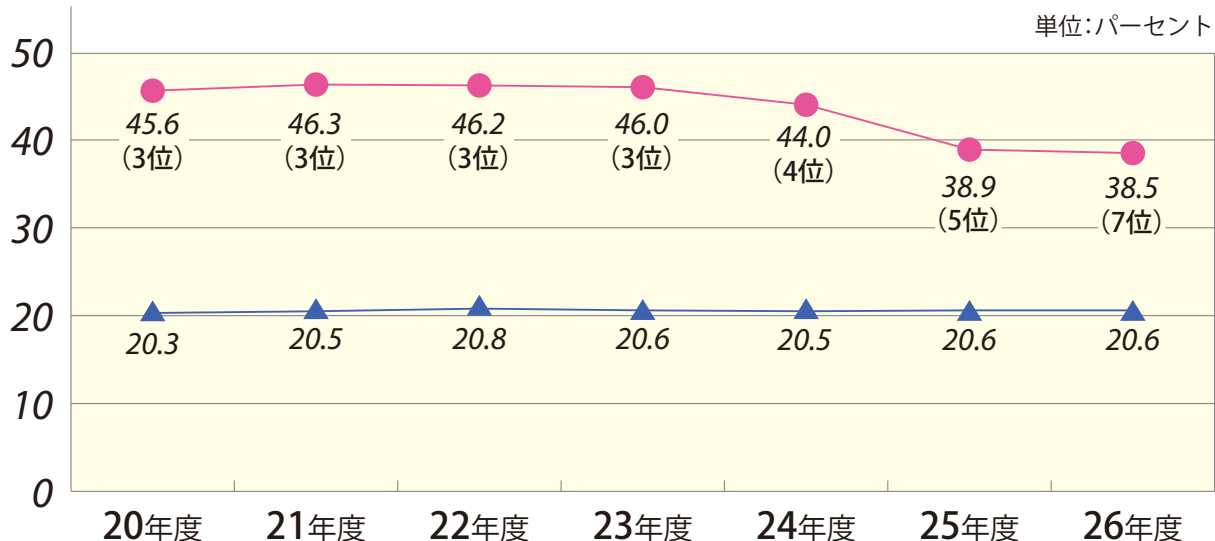
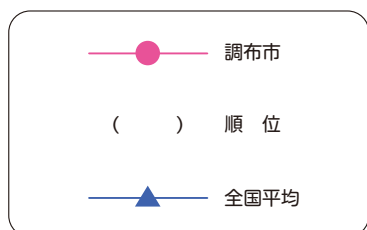
環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査(平成26年度実績)」によると、調布市のリサイクル率は38.5%で、人口10万人以上50万人未満の全国240市の中で、第7位となりました。

平成26年度は、平成25年度と比べ0.4ポイント低下し、順位も若干下がりましたが、全国トップレベルの水準を維持できて

いるのは、市民・事業者のみなさんの高い意識と実践行動のおかげです。

今後も、より一層「適切な分別」を徹底していただき、ごみ減量とリサイクルにご協力ください。

環境省発表 リサイクル率



スリーアール

3Rの実践をお願いします

私たちの国は大量生産・大量消費によって大きく発展しましたが、その一方で、ごみは増え続け、これらがもたらす環境への影響は大きな社会問題となっています。ごみの減量や限りある資源を有効活用するには3Rの実践が大切です。3Rを実践し、資源循環型社会の形成にご協力をお願いします。

3Rを実践することで、
調布市の総ごみ量を減らし、
リサイクル率を
上昇させることができます。

3Rとは

Reduce (リデュース) ごみを減らすこと
Reuse (リユース) 使える物は、繰り返し使うこと
Recycle (リサイクル) ごみを資源として再び利用すること

資源循環型社会を目指すためのキーワードで
環境に優しい3つの英単語の頭文字Rをとった言葉



まずは

R educe (リデュース)

- 買い物のときはマイバッグを持参する。
- 不必要なものは購入しない。
- 生ごみは水切りネットで水をぎゅっと絞ってから出す。
- 過剰包装は断る。
- 食べ残しはしない。



次に

R euse (リユース)

- まだ使えそうなものは人に譲る。
- フリーマーケットやリサイクルショップを利用する。
- 詰め替え商品を利用する。
- リターナブルびん※を使った商品を利用する。



最後に

R ecycle (リサイクル)

- 「分ければ資源、混ぜればごみ」正しい分別を徹底する。
- 生ごみを生ごみ処理機等でたい肥にする。
- 資源物は地域の集団回収に出す。
- 再生品を利用する。



リサイクルをするには多くのエネルギーと費用が必要です。**まずはリデュース**の実践をお願いします。

※あきびんを回収後、きれいに洗浄してから再び中身を詰めて商品化されるびん

ごみ減量アイデア募集

市民のみなさんが実際に取組んでいるごみ減量のアイデアを募集しています。

「我が家ではこんな工夫をしている」ということを、ぜひ教えてください。

調布市ホームページやザ・リサイクルなどで紹介します。

ご応募いただいた方全員に、特製「ごみ減量グッズ」(エコバッグ・水切りネット)をプレゼントします。

氏名、住所、具体的なアイデアをご記入のうえ、ごみ対策課に郵送・Eメール・FAXでご応募ください。

例 レジ袋は断り、マイバッグを使用する。

ごみ減量グッズ



応募先

〒182-0024 調布市布田4-20-2調布シティビル2階
環境部ごみ対策課減量対策係
電話:481-7812/FAX:481-7814
E-mail:gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

出前講座をご活用ください

調布市では生涯学習活動の一環として、市の職員が市民の皆さんのもとに伺い、担当業務について専門的なお話をする出前講座を行っています。

テーマ (例)

「ごみの減量とリサイクルを考えよう」
「資源循環型社会を目指して」
「ごみのはなし」(子ども向け)

このほかのテーマもご相談ください。事業系ごみの減らし方等**事業所向けの講座**も行っております。

問い合わせ先

ごみ対策課 電話:481-7812・7686

りさいくるかん 利再来留館の出張販売を行います

粗大ごみとして収集した家具類を手直しして、リユース(再利用)を目的に「利再来留館」(富士見町3丁目2番地1)で展示販売しています。

このたび、調布市立若葉小学校にて出張販売を行います。みなさんお誘い合わせのうえぜひお越しください。

主な展示販売品は、タンス・テーブル・いす・パソコンデスク・メタルラック・チェスト・衣装ケース・カラーボックスなど約80点です。

価格は500円～5,000円程度のもものが中心となります。



日 時

平成28年8月8日(月) 午前10時～午後3時

場 所

調布市立若葉小学校 体育館内

注 意

転売目的のご利用はお断りします。購入後の返品、返金はできません。

購入品の運搬を希望する方はお申し出ください。運搬費1,000円/回(市内のみ)

小・中学生ポスター作品募集

～入賞作品は「ごみリサイクルカレンダー」に掲載します～

「これならできるごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみ減量やリサイクルのために自分が心がけていること、またはこれらしようとしていることを描いたポスター作品を募集します。

対 象

市内在住・在学の小中学生

内 容

作品内にキャッチフレーズを入れてください。

用紙は四つ切り画用紙(392×542ミリメートル)を使用。(縦・横書きは自由)

作品裏側に必ず学校名・学年・氏名(ふりがな)を記入。

市の分別方法等がわからない場合はごみリサイクルカレンダーを参考にしてください。

期 間

平成28年9月2日(金)まで。

応募方法

市立小中学校の児童・生徒は通学先の学校に提出してください。それ以外の児童・生徒は直接ごみ対策課へ持参するか郵送で送付してください。

募集区分

- ・小学校低学年(1・2年生)の部
- ・小学校中学年(3・4年生)の部
- ・小学校高学年(5・6年生)の部
- ・中学生の部

応募者全員に
すてきな参加賞を
贈呈!

平成27年度 入賞作品



粗大ごみの出し方について

粗大ごみは、一辺が40cm以上の大型ごみです。
2種類の排出方法があります。

1 収集をご希望の方

申込み(1世帯当たり1収集日に10点まで)

◆調布市粗大ごみ受付センター

電話 03-5296-7600(月～土曜日 午前8時～午後7時、年末年始を除く)
インターネットからも申込みができます。

<http://www.city.chofu.tokyo.jp/> (必ず本申込みまで行ってください)

2 持込みをご希望の方

前日までに申込み(1日の持込み上限額10,500円まで)

◆クリーンセンター(業務係) 電話 481-7686

(午前8時30分～午後5時15分、土・日・祝日・年末年始を除く)

※申込み当日の持込みはできません。

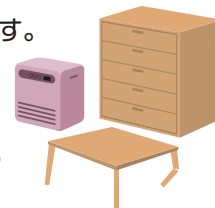
※持込先/深大寺東町7-47-1 調布市クリーンセンター

※混雑時にはご希望に添えない場合があります。詳しくはお問合せください。

※ガステーブル、カセットコンロ、ストーブ(石油、ガス)などの着火装置のついているものは、大きさに関わらず粗大ごみとなります。

※エアコン、冷蔵(冷凍)庫、洗濯機、テレビ、衣類乾燥機、パソコン、ディスプレイは市では収集できません。

★詳しくは、調布市ごみリサイクルカレンダー15・17ページをご覧ください。



ザ・リサイクル

平成28年
11月20日 発行
第73号
バックナンバーは市のホームページからご覧いただけます。
(トップページ→暮らし・手続き→ごみ・リサイクル→ごみカレンダー ザ・リサイクル)

発行／調布市環境部ごみ対策課 〒182-0024 調布市布田4-20-2 調布シティビル2階
TEL: 042-481-7812 FAX: 042-481-7814 E-mail: gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

これならできる！
ごみ減量とリサイクル

ポスター作品入賞者決定！

「これならできるごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみ減量やリサイクルのために自分が心がけている（またはこれから取り組もうとしている）ことについて、市内在住・在学小中学生の皆さんからポスター作品を募集しました。
この作品募集は、小中学生の皆さんにごみ問題に関心を持っていただくとともに、広く市民の皆さんにも普段の生活の中でごみ減量を身近な問題として考えていただくことを目的としています。

平成28年度は、合計で152点の応募をいただきました。10月6日（木）～10月12日（水）、文化会館たづくりみんなの広場にて展示会を開催し、応募された作品の中から来場者投票により、各部の入賞作品が選出されました。
入賞作品は平成29年度ごみリサイクルカレンダーなどに掲載する予定です。



柏野小学校 2年生



若葉小学校 1年生



緑ヶ丘小学校 2年生



滝坂小学校 3年生



染地小学校 3年生



深大寺小学校 3年生



滝坂小学校 5年生



調和小学校 6年生



若葉小学校 5年生



調布中学校 2年生



調布中学校 2年生



調布中学校 2年生



「調布市ごみアプリ」大好評配信中

「調布市ごみアプリ」は、スマートフォンを利用してごみに関する様々な情報を簡単に確認できるアプリケーションです。
「ごみの収集日カレンダー」や「ごみ分別辞典」など便利な機能が満載で、平成28年8月1日に配信して以降、大変好評をいただいています。
ぜひ毎日のごみ出しや分別などにお役立てください。

ダウンロード方法

方法①: 右の2次元コードを読み取る。
方法②: 「App Store」または「Google Play」からダウンロード。
※「調布市ごみアプリ」と検索

ダウンロード無料

iOS端末



Android端末



※通信費は利用者負担となります。

ごみ減量アイデア

市民のみなさんからいただきました!

アイデア 1 水切りアイデア



お茶がらやティーバッグは絞って乾燥させてから出す

アイデア 2 食材を使いきる



野菜(だいこん・にんじん等)の皮は炒めて、きんぴらにする

アイデア 3 リユース栽培する



ネギ、三つ葉、豆苗などは切り口をすてないで、リユース栽培する

ごみ減量のアイデアを募集します!!



市民のみなさんが実際に取り組んでいるごみ減量のアイデアを募集しています。「我が家ではこんな工夫をしている」ということを、ぜひ教えてください。調布市ホームページやザ・リサイクルなどをご紹介します。ご応募いただいた方全員に、特製「ごみ減量グッズ」(エコバッグ・水切りネット)をプレゼントします。ご対策課に、郵送・Eメール、FAXでご応募ください。

例 レジ袋はもらわず、マイバッグを使用している
冷蔵庫の食品の賞味期限をメモし、食材を計画的に使う…など

応募先 〒182-0024 調布市布田4-20-2 調布シティビル2階
環境部ごみ対策課資源対策係
電話:481-7812 / FAX:481-7814
E-mail:gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

生ごみ処理機等を 購入費補助制度を ご利用ください

ごみ処理機等 購入費補助制度について

「家庭用生ごみ処理機」や「コンポスト(家庭用たい肥化容器)」を購入した場合は、市から購入価格の2分の1以内(2万円を限度)の補助金が交付されます。

【ご家庭で購入する場合】

対象品	補助金額等	再申請期間
生ごみ処理機※1	購入価格の2分の1以内とし、1年度につき1世帯2万円を限度	5年※3
たい肥化容器	1世帯あたり1基※2	
生ごみ処理剤	購入価格の2分の1以内とし、1年度につき1世帯5,000円を限度	

※1 ディスボーザ(生ごみを破砕・粉砕する部位または機能)を有するものを除く。

※2 たい肥化容器2基で1つの処理作業を行う場合は、2基を補助対象とします。

※3 過去に当補助金の交付を受けている場合は、補助金が交付された日の属する年度の翌年度から5年以内は申請できません。

注: 補助金は購入してから6か月以内でない申請できません。

●団体等(事業所、集合住宅)で購入する場合は、申請等の詳細につきましては、減量対策係(042-481-7812)までお問い合わせください。

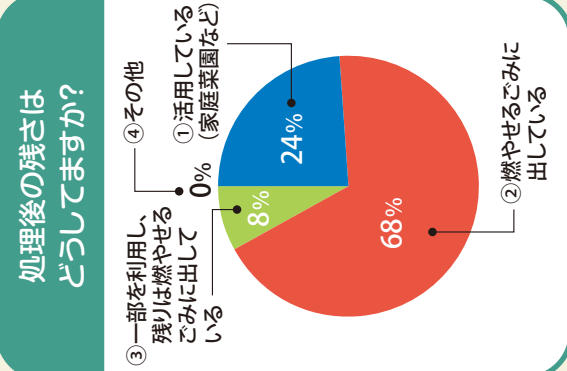
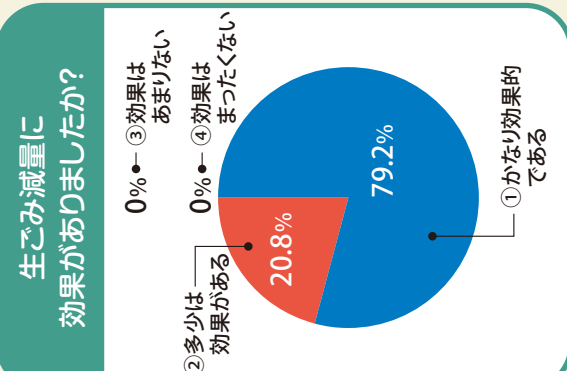
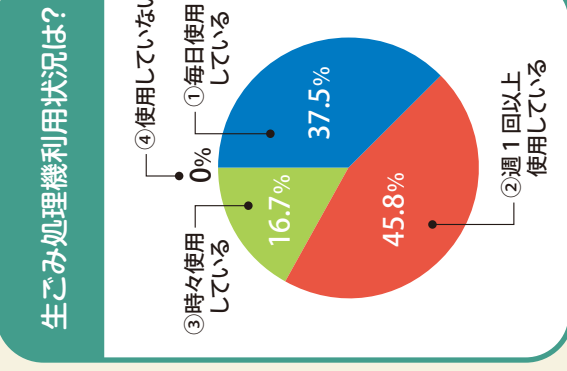
生ごみ処理機 利用者の声をお聞きました!!

我が家では二代目の生ごみ処理機になりました。一代目も補助制度で購入しました。ディスポーザの理機はかかせません。使い方も簡単なもので、多くの人が利用すれば良いと思います。

予想以上に設置して良かったと思っています。二オイも全く気にならないし、マンションのごみ置き場が遠いので、運ぶのがとても楽になりました。例的に減りました。

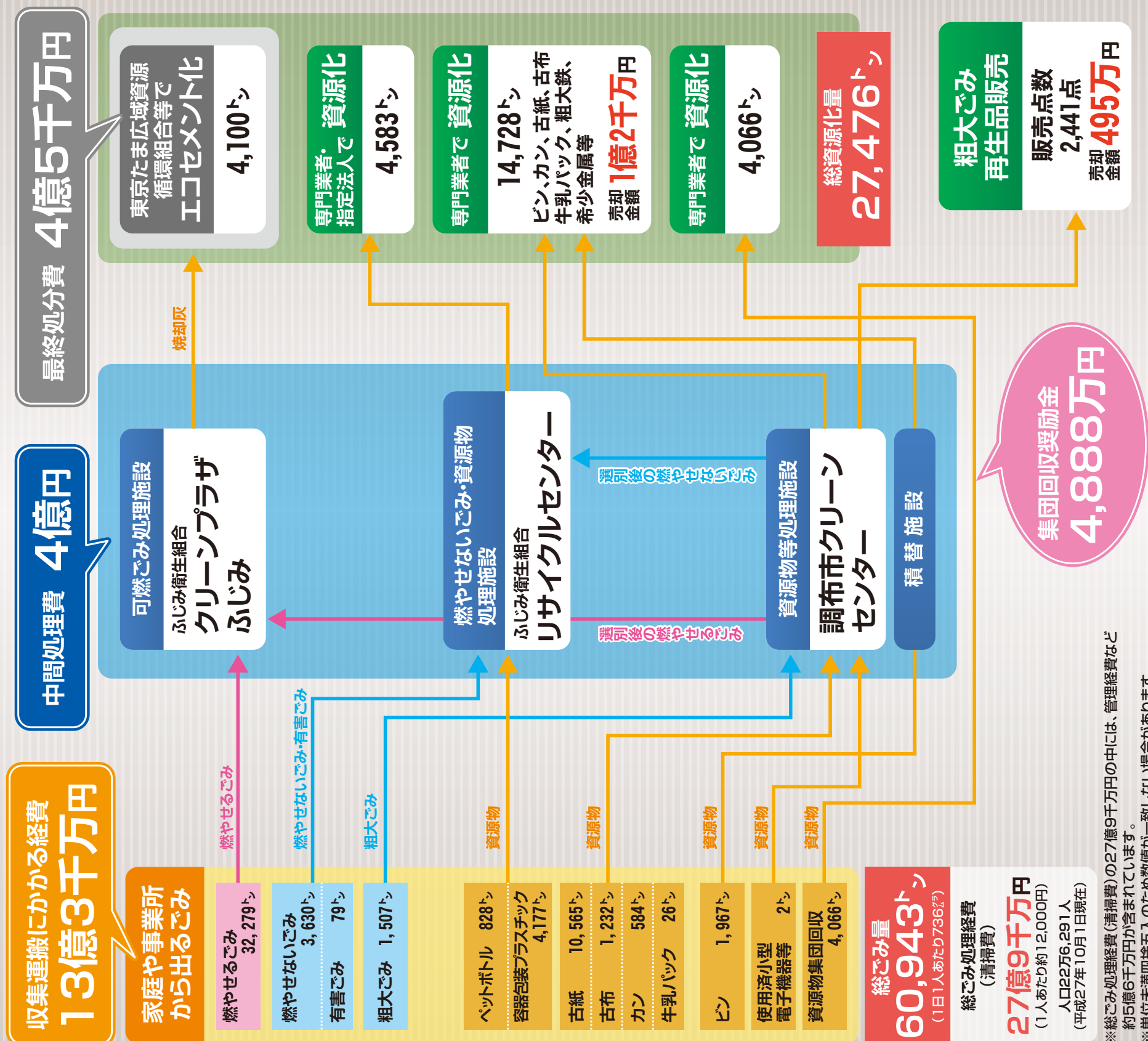
処理後は姉が市民農園で借りしている畑(家庭菜園)で活用しています。土に返ることで、速やかに腐敗してあります。おかげ様で無農薬でおいしい野菜作りにチャレンジ中です。

処理後は姉が市民農園で借りしている畑(家庭菜園)で活用しています。土に返ることで、速やかに腐敗してあります。おかげ様で無農薬でおいしい野菜作りにチャレンジ中です。



平成27年度

調布市のごみ処理の流れ



ごみは当日の朝8時までには排出をお願いします。

- ◎収集時間はなるべく同じような時間帯になるように努めていますが、天候・交通事情・収集量等により、収集時間帯が変わる場合がありますので、書袋収集に来る時間帯にかかわらず、収集日当日の朝8時までにごみを出すようお願いいたします。
- ◎朝8時までにし出したごみが夕方4時になっても残っている場合は業務係(クリーンセンター)へお問い合わせください。
- 042-481-7686 月～金(年末年始を除く)午後5時15分まで。
- ◎収集後にごみを出された場合、再度回収に伺うことはできませんので、次の収集まで適切に保管をお願いいたします。



年末年始のごみ収集について

- ～粗大ごみの処分は予約が必要です～
- ごみ収集
年末年始のごみ収集は、一部変則的な日程となります。ごみリサイクルカレンダー6ページで確認のうえ、当日の朝8時までにし出してください。
- 粗大ごみ
年末年始は、粗大ごみの収集・持込みの申込みが集中し、大変込み合います。年内に処分をご希望の方はあらかじめお申込みください。
- 収集を希望される方: 粗大ごみ受付センター
電話: 03-5296-7600
月～土 午前8時～午後7時(年末年始を除く)
- 持込みを希望される方: 業務係
電話: 042-481-7686
月～金 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

詳しくは、ごみリサイクルカレンダー15ページをご覧ください。

集団回収をはじめませんか

集団回収とは

子ども会や自治会、マンションや集合住宅の管理組合などの仲間が集まって、資源物（古紙・古布・カン・ビン・牛乳パック）を集め、資源物回収業者へ引き渡します。引き渡した資源物の量に応じて、市から回収団体へ奨励金を交付しています。

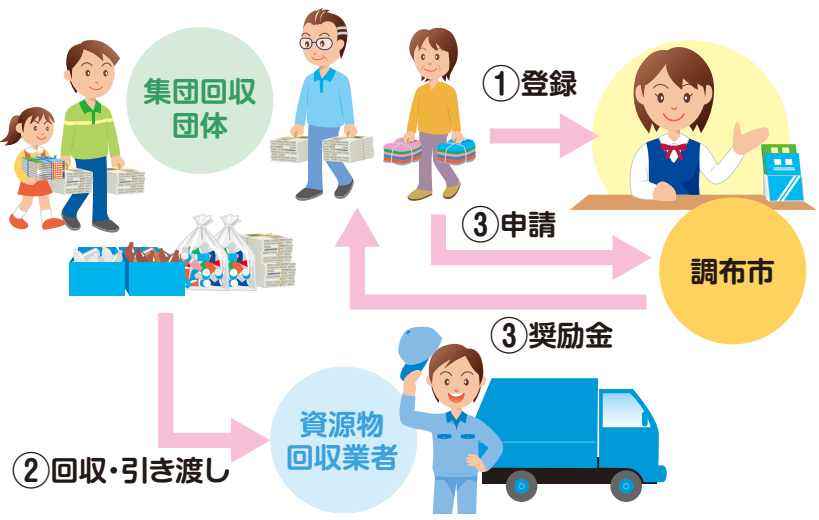
集団回収は、地域の皆さんが協力して取り組むことで、地域のコミュニティづくりにも役立っています。市は、集団回収の取組を推奨していますので、新規回収団体の申請をお待ちしております。

平成27年度集団回収実績

平成27年度の集団回収で集められた資源物の量は約4,066トンで、集団回収に取り組んでいただいた団体数は274団体でした。今後とも集団回収の活動にご協力をお願いします。

集団回収の流れ

- ①概ね20世帯以上が集まって、市に集団回収の団体登録をします。
- ②市に登録している資源物回収業者と回収の打ち合わせ後、集めた資源物を引き渡します。
- ③3か月ごとに市へ奨励金の交付申請をし、1kgあたり8円の奨励金を受け取ります。



集団回収のメリット

資源物の資源化

活動資金として有効利用

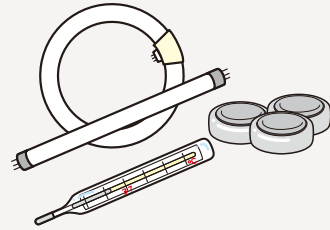
地域コミュニティの形成を促進

環境教育やまちの美化

「有害ごみ」をきちんと分別しないと…たいへん!

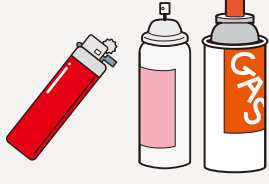
水銀を含むごみ

電池や蛍光灯など水銀含有製品は焼却すると気化して水銀がガスとともに排出される可能性があります。クリーンプラザふじみでは、水銀が検出され焼却炉が停止する事態も発生しています。水銀を含む廃棄物は「有害ごみ」として、袋に入れずにカゴやバケツなどの容器に入れて出してください。



火災の原因となるごみ

今年度に入り収集車両の積荷火災が3件発生しています。出火原因はすべて収集車両内でスプレー缶やカセットボンベ、ライターが圧縮され爆発し、他のごみに引火したものです。積荷火災が発生すると作業者の安全が脅かされるほか、消火活動に伴う道路の通行止めなど、周辺に多大な影響を及ぼすことがあります。必ず有害ごみとして、袋に入れずにカゴやバケツなどの容器に入れて出してください。



「フードドライブ」にご協力を!

1 フードドライブとは?

いただき物や買いすぎた物など、ご家庭に眠っていませんか? 余っている食べ物を持ち寄り、福祉団体や施設などに寄付するボランティア活動です。

2 回収場所

市役所（本庁2階 総合案内前）

3 実施日時について

平成28年12月1日（木）
午前9時から午後3時まで



4 食品の条件

- (1) 未開封で賞味期限が1か月以上あるもの
- (2) 包装や外装が破損していないもの
- (3) ビン詰め食品でないもの
- (4) 生鮮食品以外のもの

5 お持ちいただきたい食品

- (1) 缶詰（肉・魚・野菜・果物など）
- (2) インスタント・レトルト食品（冷凍・冷蔵食品は除く）
- (3) 調味料（食用油・醤油・味噌・砂糖など）
- (4) 嗜好品（お茶など）
- (5) 乾物（米・パスタ・乾麺・海藻など）



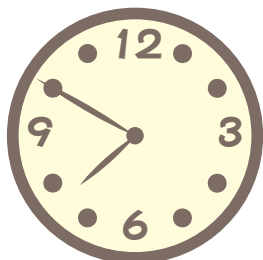
(注) 上記条件に合わない食品は受付できません。お持ち帰りいただくこともあります。
*協力 調布市消費者団体連合会・調布市社会福祉協議会
問い合わせ 文化振興課(042-481-7140)

発行／調布市環境部ごみ対策課 〒182-0024 調布市布田4-20-2 2階
TEL: 042-481-7812 FAX: 042-481-7814 E-mail: gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

ご確認ください！ 調布市のごみ出しルール

ごみは **朝8時まで**に 排出をお願いします

収集時間はなるべく同じような時間帯になるよう努めていますが、天候・交通事情・収集量等により、収集時間帯が変わる場合がありますので、収集当日の**朝8時まで**にごみを出すようお願いします。



燃やせるごみ・燃やせないごみについて

家庭から出る「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は、市が指定した取扱店で販売する**家庭系指定収集袋**で出してください。

※取扱店一覧は市のホームページまたは、調布市ごみリサイクルカレンダーをご確認ください。



指定収集袋
＜燃やせるごみ＞



指定収集袋
＜燃やせないごみ＞

この
ステッカーが
取扱店の
目印です

調布市指定
特定廃棄物処理券
一般廃棄物収集袋
取扱店

容器包装プラスチックについて

「容器包装プラスチック」とは、商品を入れているプラスチック製の「容器」や、商品を包んでいるプラスチック製の「包装」で、下記のプラマークがついているものが対象です。

プラスチック製の商品本体や商品の一部であるもの（CDケース・ハンガーなど）は「容器」や「包装」でないため、「燃やせないごみ」に出してください。

※汚れがある場合は、さっと水で洗い流すか、ふき取ってから出してください。（汚れが落ちないものは燃やせないごみに出してください）



プラマーク



プラマークがついている商品一例

粗大ごみの出し方

「粗大ごみ」は原則として、一辺が40cm以上の大型ごみです。2通りの排出方法があります。



収集をご希望の方

申込み（1世帯当たり1収集日に10点まで）

粗大ごみ受付センター

電話 03-5296-7600（月～土曜日 午前8時～午後7時、年末年始を除く）

◆インターネットからも申込みができます。

<http://www.city.chofu.tokyo.jp/>
（必ず本申込みまで行ってください）

持込みをご希望の方

持込日の前日（土・日・祝日を除く）までに持込日・品目を連絡し、受付をしてください。（1日当たりの持込み上限額10,500円まで）

クリーンセンター（業務係）

電話 042-481-7686（受付時間：午前8時30分～午後5時15分、土・日・祝日・年末年始を除く）

※上記以外のごみ出しルールについては、「調布市ごみリサイクルカレンダー」または、下記「調布市ごみアプリ」をご確認ください。

「調布市ごみアプリ」大好評配信中

「調布市ごみアプリ」は、スマートフォンやタブレット端末を利用してごみに関する様々な情報を簡単に確認できるアプリケーションです。

「ごみの収集日カレンダー」や「ごみ分別辞典」など便利な機能が満載で、平成28年8月1日に配信して以来、大変好評をいただいています。

ぜひ毎日のごみ出しや分別、調布市ごみリサイクルカレンダーの代わりとしてもお役立てください。

ダウンロード方法

方法①：右の2次元コードを読み取る。

方法②：「App Store」または「Google Play」からダウンロード。

※「調布市ごみアプリ」と検索

ダウンロード無料

iOS端末



Android端末



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう

※通信費は利用者負担となります。

もったいない！「食品ロス」を減らそう

食品ロスとは？ まだ食べられるのに廃棄される食品のこと

全世界では、9人に1人が飢餓に苦しんでいる一方で、作られる食料の3分の1が捨てられています（出展：国連食糧農業機関（FAO）報告）。日本でも、年間約632万トンのまだ食べられる食品が廃棄されており、東京都民約1,300万人が1年間に食べる量に相当します。

身近な工夫で、家庭での食品ロス（食品の廃棄）を減らす取組を実践しましょう。

調布市における組成分析では

市の燃やせるごみの組成分析結果では、燃やせるごみの収集量のうち約半分が食べ残し・調理くず・未利用食品など、主に台所から出るごみです。そのなかには、右の写真のような未利用食品も多数含まれています。



燃やせるごみに含まれていた未利用食品

家庭での食品ロス対策

買い物編

❶ 事前に冷蔵庫内などをチェックして買い物に行こう
欲しいものが冷蔵庫に残っているかも？

❷ 必要な食材をこまめに買う
安くてもまとめ買いしない勇気

❸ お腹が空いているときは買い物に行かない
ついつい余計なものを買ってしまうかも

調理編

❶ 残っている食材から使いましょう
いつか食べる食品は食品ロス予備軍

❷ 野菜や果物の皮は厚むきしない
皮や根にたくさん栄養があります

❸ 食材を上手に食べ切る
「毎月●日」は冷蔵庫にあるものでお楽しみデー

「食品ロス」を減らすためのフードドライブ結果報告

平成28年12月1日(木)、市役所2階総合案内前において、フードドライブを実施しました。皆さまのご協力により、予想以上に多くの食品が集まりました。タンボール約15箱、総数543点、総重量で、138キログラムです。集まった食品は、12月21日（水）、調布市社会福祉協議会を通じて市内の福祉施設等に寄付されました。

食品ロス削減のために、食べ物を無駄にすることなく、大切にしましょう。

(注)フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り福祉施設等に寄付するボランティア活動です。

結果報告

品目	米・もち	缶詰	インスタント	調味料	嗜好品	乾物及び保存食品	乳児用食品
点数	10	78	83	109	146	107	10

計543点



【協力】調布市消費者団体連合会、調布市社会福祉協議会

生ごみ堆肥化モデル事業

～生ごみを利用した堆肥づくり～

平成25年6月からごみ減量の一環として市民団体との協働で、「生ごみ堆肥化モデル事業」を行っています。家庭から出た生ごみから堆肥を作り、それを使って、花や野菜作りを行っています。今回は当事業で実施したなかで、「家庭でもできる」生ごみ堆肥化方法について紹介します。

家庭で出る調理くずを使って堆肥作りをしてみよう。植木鉢・プランター等での家庭菜園に利用できます。使わなくなったプラスチック製のプランターを容器として活用します。蓋は板などで大丈夫ですが、風で飛ばないように重石をすること、水や虫が入らないようにするのがポイントです。

プランターで作る堆肥作り

- 用意するもの**
- ・プランター ・板など(蓋)
 - ・温度計 ・糠(ぬか) 2kg
 - ・布バッグ ・落ち葉4kg (マグカップ2杯)

1 まず落ち葉は布バッグごとよく踏み潰して体積を減らします。これに糠と水、元種を少しずつ加えながらよく混ぜます。



2 温度計で発酵の進み具合を診ます。



写真の温度計は300円均一店で購入したものです。これで十分温度を計ることができます。

3 2日ほどで全体に土壌菌が行き渡りカビで白くなります。順調に発酵すれば温度は、冬場で30～40度ほど、夏場で60～70度に上昇します。ここに調理くずを投入して混ぜます。

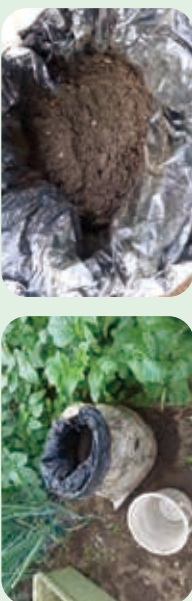
4 1～2日に一度のペースで調理くず500gほどを投入し、かき混ぜます。野菜くずなどは、2～3日ほどで見えて判らないほどに分解されてしまします。壁側に沿って湿気が溜まりベタベタになります。いので真ん中に混ぜ込み、全体に水気が行き渡るようにします。

※土壌菌の活動が低下すると調理くずの分解が遅くなったり、温度が20度台に下がってくるので、糠をマグカップ3・4杯混ぜて土壌菌を活性化させます。
※湿気がなくサラサラになったりする時は、マグカップ2杯ほどしよるで水をあげてかき混ぜ水気を補給します。

5 3か月もすると全体が茶色になり葉っぱもバラバラになりダマになってきます。



6 土と1:1で混ぜ、ビニール袋に入れて1か月ほど寝かすと発酵堆肥の完成です。



※発酵堆肥は土質改良剤や追肥のほかしとして利用できます。1メートル四方で1kgほど家庭菜園に混ぜ入れてあげます。
※堆肥は土質を改良するためのものです。野菜を育てるときは、養分を補うため、肥料を追加してお使いください。

※大木の根元付近の落ち葉の吹き溜まりをめくると地面と接するあたりが湿っていて、葉っぱが分解され一面に白いカビやぼろぼろになった葉っぱが集まっています。これが土壌菌で、500gほど元種として使用します。(元種なしでも発酵しますが、温度上昇に時間がかかります)

三多摩は一つなり交流事業

平成28年10月29日(土)、調布市のごみの最終処分を受け入れていただいている日の出町民の方々(35人)が、ニッ塚処分場とクリーンプラザふじみを見学し、最後に調布市民(41人)と一緒に深大寺本堂において「落語」を鑑賞しました。

落語の演者は、春風亭柳好さんと桂米多朗さんのお二方で、落語を初めて楽しまれた方々からも笑い絶えず、参加されたみなさんは笑顔でお帰りになりました。

この事業は、最終処分場がある日の出町との相互理解と親睦を深めることを目的に、平成11年度から行っており来年度も実施予定です。ぜひご参加ください。



八雲台小学校と調布中学校に感謝状を贈呈しました

平成28年度「これならできごみ減量とリサイクル」ごみ減量啓発ポスター作品展に多数の応募作品をいただいた八雲台小学校と調布中学校に感謝状を贈呈しました。引き続き家庭・地域・学校でのごみ減量とリサイクルにご協力をお願いします。



八雲台小学校

調布中学校

促進員活動報告

促進員とは？

調布市廃棄物減量及び再利用促進員（以下「促進員」といいます）とは、自治会や資源物地域集団回収団体等から推薦されて地域の美化活動等で活躍されている地域のごみ減量リーダーです。
今回は促進員の皆さんの活動について紹介します。

① 取組紹介

- ・自治会内の公園などに、市の了解をもらいごみのポイ捨て厳禁のはり紙をした。
- ・ごみ減量キャンペーンに参加し、水切りネットを配布し使用を呼びかけた。
- ・自治会で懇親会を行い、資源ごみとごみ減量キャンペーンについて話し合った。
- ・資源物分別回収の徹底のため回覧により会員に分別の徹底を促した。
- ・毎月第3日曜日を団地内の大掃除の日と決め、その日にダンボール、古布、新聞、雑誌等の資源物収集をしている。

② 地域の課題

- ・近隣には公園があり、ごみ等のポイ捨てに困っている。通りがけの道路でのポイ捨ても多々あり清掃をくり返すなかで、モラルを認識してほしいと願っている。
- ・ネットやバケツを使用しないため、猫やカラスにごみが荒らされて道路に散乱してしまい困っている。

ごみ対策課では、促進員と連携して、地域の課題解決に取り組んでいます。

③ 促進員見学会

平成29年1月20日(金)に開催しました。参加された促進員の坂本さんの感想を紹介します。

食品廃棄物のリサイクル工場である(株)アルフォとバイオエナジー(株)を見学しました。(株)アルフォは廃棄された食品を家畜の飼料にする会社でバイオエナジー(株)はガスや電気等にする会社でした。

廃棄して燃やすのではなく再資源化してリサイクルするのはすばらしいことだと思います。しかし、もっと大切なことはごみを出さないことだと感じました。これからも市と協力して地域のごみ減量に協力していきたいと思います。



使用済小型家電製品の拠点回収を行っています！

デジタルカメラ、ゲーム機などの小型家電製品には、貴重な有用金属（金・銀・銅を含むレアメタルなど）が含まれています。ご家庭などにある使用済の小型家電製品から有用金属を効率的に回収するため、専用の回収ボックスを市内（4か所）に設置して、無料の拠点回収を試行しています。

【小型家電回収ボックス設置場所】

- ・調布市役所2階（小島町2-35-1）
- ・神代出張所（西つつじヶ丘3-19-1）
- ・調布市クリーンセンター（深大寺東町7-47-1）
- ・利再来留（リサイクル）館（富士見町3-2-1）



【小型家電回収ボックス】

縦15cm未満×横30cm未満の使用済小型家電製品が対象となります。

※携帯電話、スマートフォン、パソコンは民間のリサイクルシステムが確立しているため市は収集していません。



悪質な回収業者にご注意！

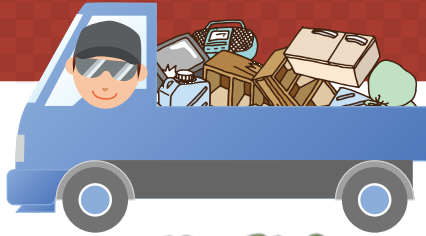
家庭から出るごみ・資源物を、市の許可や委託を受けずに回収することは認められていません。

- ◎「産業廃棄物収集運搬業」の許可で家庭ごみを回収することは認められていません。
- ◎「古物商」の許可なしに不用品を買い取ることは認められていません。

無許可業者による不法投棄、不適正処理、不適正管理等の問題が報告されています。絶対に利用しないでください。

無料で回収するといっておきながら、回収後に高額料金を請求されるケースもあります。もし、このようなトラブルになったときは、市・消費生活相談室（481-7034）へご相談ください。

※テレビ、エアコン、冷蔵（冷凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機は、「家電リサイクル法」で処分の方法が決められています。詳しくは販売店またはごみ対策課（481-7686）にお尋ねください。



5 例規集（抜粋）

- (1) 調布市廃棄物の処理及び再利用の
促進に関する条例
- (2) 調布市廃棄物の処理及び再利用の
促進に関する規則

(1) 調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

(平成5年9月24日条例第24号)

目次

前文

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市長の責務（第3条—第7条）

第3節 市民の責務（第8条）

第4節 事業者の責務（第9条）

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 市長の減量義務等（第10条—第13条）

第2節 市民の減量義務等（第14条・第15条）

第3節 事業者の減量義務等（第16条—第26条）

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 通則（第27条・第28条）

第2節 適正処理困難物の抑制（第29条—第31条）

第3節 一般廃棄物の処理（第32条—第46条）

第4節 産業廃棄物の処理（第47条—第49条）

第5節 廃棄物処理手数料（第50条—第53条の2）

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

第1節 一般廃棄物処理業（第54条—第60条）

第2節 浄化槽清掃業（第61条—第67条）

第5章 地域環境の清潔保持（第68条—第71条）

第6章 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会並びに調布市廃棄物減量及び再利用促進員

第1節 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会（第72条—第79条の2）

第2節 調布市廃棄物減量及び再利用促進員（第80条—第83条）

第7章 雑則（第84条—第88条）

第8章 罰則（第89条—第91条）

附則

人間の活動に伴って排出される廃棄物については、単に、その処分をどうするか、といったことにとどまらず、生産のために行われた熱帯林の伐採等による環境破壊に見られるように、今や、その問題は、社会経済システムの在り方にまで及んでいる。

私たちは、このような状況を生み出した消費型社会を反省し、早急に資源循環型システムを構築するとともに一人一人が、この美しい地球を守るために何をなすべきかを認識しなければならない。

このことから、市民、事業者及び行政の三者は、それぞれ自覚と責任を持ち、また、相互に協力しながら次代の人たちのための生活環境を保全し、引き渡すため、廃棄物の抑制、再利用及び資源化の促進を図ることが必要である。

調布市は、全ての生命との共生を図りながら、市民や事業者の参加協力の下に、資源循環型まちづくりを目指し、これに全力を尽くすものである。

このような認識の下に、この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境の清潔を保持することにより資源循環型まちづくりを推進し、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

（2）事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

（3）事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物を除いた廃棄物をいう。

- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 再利用を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

第2節 市長の責務

(廃棄物の発生抑制等)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市長は、廃棄物の処理についての事業の実施に当たっては、処理施設の整備、作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

3 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理についての市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 市長は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進について、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用を促進するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開等)

第5条 市長は、廃棄物の減量、処理及び処理施設についての施策並びに処理施設の運営の状況を市民に明らかにしなければならない。

2 市長は、製品の再利用の容易性及び適正処理の困難性についての調査を市民から求められたときは、調査し、回答するよう努めなければならない。

(市民参加)

第6条 市長は、廃棄物の減量、処理及び再利用について、市民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(他の地方公共団体等との協力等)

第7条 市長は、廃棄物の減量、処理及び再利用についての事業の実施に当たって、必要があると認めるときは、他の地方公共団体若しくは、他の執行機関と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

第3節 市民の責務

第8条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用を行うことにより再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進について、市の施策に協力しなければならない。

第4節 事業者の責務

第9条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進について、市の施策に協力しなければならない。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 市長の減量義務等

(再利用等による減量)

第10条 市長は、資源物の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収を行うとともに物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用による廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用についての計画)

第11条 市長は、再利用による廃棄物の減量を促進するため、再利用についての計画を定めるものとする。

(施設の利用)

第12条 市長は、再利用についての市民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、市長の管理する施設等を市民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第13条 市長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

第2節 市民の減量義務等

(自主的行動)

第14条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第15条 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第3節 事業者の減量義務等

(事業系廃棄物の減量義務)

第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講じ、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用の容易性の自己評価等)

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理についての業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用についての計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量について、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第21条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかに違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第22条 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第23条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第21条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

(事業用小規模建築物の所有者等の義務)

第24条 事業用の小規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用小規模建築物」という。)の所有者等は、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用小規模建築物を建設しようとする者は、当該建築物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(住居用大規模建築物等の所有者等の義務)

第25条 住居用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「住居用大規模建築物」という。)の所有者等は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、住居用の小規模建築物で規則で定めるもの(以下「住居用小規模建築物」という。)について準用する。

(準用)

第26条 第20条第2項から第5項までの規定は事業用小規模建築物について、同条第5項及び第6項の規定は住居用大規模建築物について、同条第5項の規定は住居用小規模建築物について準用する。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第27条 市長は、自らの責任で家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第28条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理(以下「中間処理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければならない。

第2節 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第29条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第30条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務)

第31条 市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第3節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第32条 市長は、法第6条の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理計画に変更があったときは、その都度告示するものとする。

(処理)

第33条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(計画遵守義務等)

第34条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章及び第85条において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、一般廃棄物処理計

画で定める所定の場所（以下「所定の場所」という。）に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

- 2 占有者は、家庭廃棄物を収納する袋等について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。
（家庭廃棄物、事業系一般廃棄物等の排出方法）

第34条の2 占有者は、市長が収集、運搬及び処分を行う家庭廃棄物（動物の死体、し尿、粗大ごみ、資源物及び一般廃棄物処理計画で定める有害な廃棄物（以下「有害ごみ」という。）を除く。）を排出するときは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

- 2 事業者は、市長が収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物（動物の死体、し尿及び資源物を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならない。
3 前2項の規定により難いと市長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、占有者及び事業者は、市長の指示に従わなければならない。

（動物の死体の排出方法）

第34条の3 第36条（第46条において準用する場合を含む。）の規定による届出をした占有者又は事業者が市長の指示に従い、動物の死体を排出するときは、動物の死体の引取りの際に市長が指定する処理券（以下「特定廃棄物処理券」という。）を市長に提出しなければならない。

（し尿の排出方法）

第34条の4 占有者又は事業者は、し尿を排出するときは、し尿の引取りの際に特定廃棄物処理券を市長に提出しなければならない。

（粗大ごみの排出方法）

第34条の5 占有者は、粗大ごみを排出するときは、特定廃棄物処理券を添付しなければならない。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、市長の指示に従わなければならない。

（資源物の排出方法）

第34条の6 占有者又は事業者は、資源物を排出するときは、規則で定めるところにより、排出しなければならない。

（有害ごみの排出方法）

第34条の7 占有者は、有害ごみを排出するときは、規則で定めるところにより、排出しなければならない。
（収集又は運搬の禁止等）

第34条の8 市長及び市長が指定する者以外の者は、所定の場所に置かれた廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。
3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
4 第22条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（調布市行政手続条例の適用除外）

第34条の9 前条第2項の規定による命令については、調布市行政手続条例（平成7年調布市条例第33号）第3章の規定は、適用しない。

（排出禁止物）

第35条 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる家庭廃棄物（有害ごみを除く。）を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

- 2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。
（動物の死体の排出に係る届出等）

第36条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく、市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（改善勧告）

第37条 市長は、占有者が第34条から第34条の7までの規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（収集拒否）

第38条 市長は、占有者が前条に規定する勧告があった後において、なお、当該勧告に係る措置をとらなかつ

たときは、当該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

(事業者の処理)

第39条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第33条第3項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第40条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第41条 市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を規則で定める基準に従い、分別して排出するよう命ずることができる。

(事業者に対する運搬等の命令)

第42条 市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第43条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して市長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項に規定する一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項に規定する受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

4 市長は、事業者が第1項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は受託者が前項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第44条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項に規定する事業者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(改善命令等)

第45条 市長は、事業者が第39条又は第40条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(準用)

第46条 第33条第1項、第34条及び第35条から第38条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第4節 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第47条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理命令)

第48条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

第49条 第33条、第34条、第37条、第40条、第41条及び第45条(第39条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第5節 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第50条 市長は、家庭廃棄物(動物の死体、し尿及び粗大ごみを除く。別表において同じ。)又は事業系一般廃棄物等(事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物をいう。別表において同じ。)を処理したときは、占有者又は事業者から別表に定める廃棄物処理手数料を徴収する。

- 2 市長は、自転車その他の粗大ごみを排出する占有者から別表に定める廃棄物処理手数料を徴収する。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる廃棄物で、市長が資源物の収集を目的として設けた収集日に排出され、かつ、市長が再利用することを適当と認めた廃棄物については、当該廃棄物を排出した占有者又は事業者から廃棄物処理手数料は、徴収しないものとする。
- (1) 古紙
 - (2) 布
 - (3) 空き瓶
 - (4) 空き缶
 - (5) ペットボトル（飲料等を充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器をいう。）
 - (6) 容器包装プラスチック（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第1項に規定する容器包装でプラスチック製のもの（事業系廃棄物を除く。）をいう。）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が再利用することを適当と認めた廃棄物
- 4 市長は、有害ごみ（事業系廃棄物を除く。）を排出した占有者から、廃棄物処理手数料を徴収しないものとする。
- 5 市長は、第1項及び第2項に規定する廃棄物処理手数料（第34条の2第1項又は第2項の規定により排出する廃棄物に係るものを除く。）について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。
（指定収集袋の交付）
- 第50条の2** 市長は、前条第1項に規定する廃棄物処理手数料（第34条の2第1項又は第2項の規定により排出する廃棄物に係るものに限る。以下この項において同じ。）をあらかじめ納付した者又は第53条の規定により当該廃棄物処理手数料を減額し、若しくは免除した者に、指定収集袋を交付する。
- 2 指定収集袋について必要な事項は、規則で定める。
（動物死体処理手数料）
- 第51条** 市長は、第36条（第46条において準用する場合を含む。）の規定による届出に従い動物の死体を排出する占有者又は事業者から別表に定める動物死体処理手数料を徴収する。
（し尿処理手数料）
- 第52条** 市長は、便所からし尿を排出する占有者又は事業者から別表に定めるし尿処理手数料を徴収する。
（特定廃棄物処理券の交付）
- 第52条の2** 市長は、第50条第2項に規定する廃棄物処理手数料、第51条に規定する動物死体処理手数料若しくは前条に規定するし尿処理手数料をあらかじめ納付した者又は次条の規定によりこれらの手数料を減額し、若しくは免除した者に、特定廃棄物処理券を交付する。
- 2 特定廃棄物処理券について必要な事項は、規則で定める。
（手数料の減額又は免除）
- 第53条** 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第50条に規定する廃棄物処理手数料、第51条に規定する動物死体処理手数料及び第52条に規定するし尿処理手数料を減額し、又は免除することができる。
（手数料の不還付）
- 第53条の2** 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

第1節 一般廃棄物処理業

（業の許可）

- 第54条** 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。
- 2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。
- 3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。
- (1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。
 - (2) その申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。
 - (4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しない

こと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

4 第1項又は第2項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第1項又は第2項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

6 市長は、第1項又は第2項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(業の変更の許可)

第55条 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）又は同条第2項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項及び第5項の規定は、前項に定める許可について準用する。

(処理基準)

第56条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第33条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第57条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。

(2) 許可証を譲渡し、又は貸与しないこと。

(3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(業の取消し及び停止命令)

第58条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第54条第3項第3号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(3) 第54条第3項第4号アからウまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第54条第5項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可証の再交付)

第59条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可手数料)

第60条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1万円

(2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1万円

(3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 6,000円

(4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 6,000円

(5) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

第2節 浄化槽清掃業

(業の許可)

第61条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力が規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 申請者が浄化槽法第36条第2号イからヌまでのいずれかに該当しないこと。

3 市長は、許可又は不許可の処分をした場合には、直ちに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 市長は、許可の処分をしたときは、許可証を交付する。

(変更の届出)

第62条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、申請内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(指示、業の取消し等)

第63条 市長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第61条第2項第1号に定める基準に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が浄化槽法第41条第2項各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可証の譲渡等の禁止)

第64条 浄化槽清掃業者は、許可証を譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の再交付)

第65条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可証の掲示)

第66条 浄化槽清掃業者は、許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(許可手数料)

第67条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1万円

(2) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

第5章 地域環境の清潔保持

(地域の生活環境)

第68条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びこれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第69条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに、当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、瓦れき、廃材等(以下「土砂等」という。)を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第70条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆便所及び公衆用ごみ容器を設ける等その清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第71条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第6章 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会並びに調布市廃棄物減量及び再利用促進員

第1節 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会

(設置)

第72条 市長は、法第5条の7第1項の規定により、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第73条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について審議し、及び市長に建議することができる。

(組織)

第74条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

(1) 市民 4人以内

(2) 学識経験者 2人以内

(3) 市内で事業を営む者 4人以内

(4) 廃棄物の減量又は再利用を推進する団体で、市内に所在するものが推薦する者 4人以内

(5) 市職員 1人

(委員の任期)

第75条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第76条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第77条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第78条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第79条 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第79条の2 特定の事項を調査検討させるため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会の運営については、第77条及び第79条の規定を準用する。この場合において、第77条及び第79条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

第2節 調布市廃棄物減量及び再利用促進員

(設置)

第80条 市長は、法第5条の8第1項の規定により、調布市廃棄物減量及び再利用促進員（以下「促進員」という。）を置く。

(所掌事項)

第81条 促進員は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進のための市の施策への協力その他の活動を行う。

(委嘱及び定数)

第82条 促進員は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 促進員の定数は、規則で定める。

(任期)

第83条 促進員の任期は、2年とし、補欠の促進員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 雑則

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第84条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物から排出される廃棄物を適正に保管するため、当該建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 市長は、第1項に規定する保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、第1項に規定する保管場所等を設置するよう努めなければならない。

5 第1項に規定する大規模建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

(準用)

第84条の2 前条第1項前段、第2項、第4項及び第5項の規定は、規則で定める小規模建築物について準用する。

(報告の徴収)

第85条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第86条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(清掃指導員)

第87条 市長は、前条第1項に規定する立入検査並びに廃棄物の減量及び処理についての指導の職務を担当させるため、清掃指導員を置く。
(委任)

第88条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第34条の8第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第41条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (4) 第45条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (5) 第84条第3項の規定による命令に違反した者

第90条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第57条の規定に違反した者
 - (2) 第64条の規定に違反した者
 - (3) 第84条第1項の規定による届出をしなかった者
- (両罰規定)

第91条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について、前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けている者は、この条例の施行の日において第54条第1項若しくは第2項又は第61条第1項の規定により許可された者とみなす。

3 この条例の施行の際、現に提出されている一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請は、この条例の施行の日において第54条第1項若しくは第2項又は第61条第1項の規定によりなされた許可の申請とみなす。

4 この条例の施行の際、現に提出されている一般廃棄物処理業の変更許可申請は、この条例の施行の日において第55条第1項の規定によりなされた変更許可の申請とみなす。

5 この条例の施行の際、現に提出されている浄化槽清掃業の変更の届出は、この条例の施行の日において第62条の規定によりなされた変更の届出とみなす。

6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行前にこの条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 この条例の施行の際、この条例による改正前の条例の規定に基づき処理した廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年3月24日条例第13号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月22日条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成6年9月規則第27号で、同6年10月1日から施行)

附 則 (平成8年3月26日条例第1号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月19日条例第40号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定により、既に行った収集、運搬及び処分並びに処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月22日条例第34号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の収集、運搬及び処分に係るものから適用し、施行日前の収集、運搬及び処分に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月24日条例第27号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定、第50条第6項の改正規定、第54条第3項の改正規定、第61条第2項の改正規定、第63条第2項の改正規定、第72条の改正規定、第80条の改正規定、第89条の改正規定及び第90条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第50条第1項及び第2項並びに別表の規定は、平成16年4月1日以後に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料について適用する。

附 則（平成18年3月23日条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第54条の改正規定、第72条の改正規定及び第80条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月21日条例第43号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の処理に係るものについて適用し、施行日前の処理に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月18日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長が収集し、又は占有者及び事業者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料について適用する。
- 3 この条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表に定める廃棄物処理手数料を納付し、指定収集袋の交付を受けた者が当該交付を受けた指定収集袋（以下「交付済収集袋」という。）を使用して施行日以後事業系一般廃棄物等を排出しようとするときは、当該交付済収集袋に相当する改正後の条例別表に定める指定収集袋の交付の際に納付する手数料の額と当該交付済収集袋の交付の際に納付した手数料の額との差額を規則で定める方法により納付等して排出しなければならない。

附 則（平成24年9月25日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後に市長が収集する廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に市長が収集した廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく粗大ごみ処理券は、改正後の条例に基づく特定廃棄物処理券とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成26年12月16日条例第38号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第50条，第51条及び第52条関係）

手数料の種類	区分		手数料
廃棄物処理手数料	第50条第1項の規定によるもの	第34条の2第1項の規定による家庭廃棄物	指定収集袋（S袋）1袋につき 8円40銭 指定収集袋（M袋）1袋につき 27円30銭 指定収集袋（L袋）1袋につき 55円60銭 指定収集袋（LL袋）1袋につき 84円
		第34条の2第2項の規定による事業系一般廃棄物等	指定収集袋（S袋） 1袋につき 50円 指定収集袋（M袋） 1袋につき 125円 指定収集袋（L袋） 1袋につき 285円
	第50条第2項の規定による粗大ごみ		1キログラムにつき31円50銭を上限とし，品目別に規則で定める額
	動物死体処理手数料		1体につき 3,150円
	し尿処理手数料	第52条の規定によるもの	便所（仮設便所を除く。）の場合 1便槽のくみ取り1回につき 1,575円
		仮設便所の場合	1便槽のくみ取り1回につき 7,560円

(2) 調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則

(平成6年3月22日規則第4号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 再利用等による廃棄物の減量（第4条—第15条）
- 第3章 廃棄物の適正処理（第16条—第37条の2）
- 第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業
 - 第1節 一般廃棄物処理業（第38条—第47条）
 - 第2節 浄化槽清掃業（第48条—第55条）
- 第5章 調布市廃棄物減量及び再利用促進員（第56条）
- 第6章 雑則（第57条—第60条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年調布市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び条例の例による。

（回収命令等の命令）

第3条 条例第31条第4項、第41条（条例第49条において準用する場合を含む。）、第45条（条例第49条において準用する場合を含む。）又は第84条第3項に規定する回収命令等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

（再利用についての計画）

第4条 条例第11条に規定する再利用についての計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）市長の再利用の促進のための施策についての事項
 - （2）市民の再利用の促進のための取組についての事項
 - （3）事業者の再利用の促進のための取組についての事項
- （事業用大規模建築物）

第5条 条例第20条第1項の規則で定める事業用大規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上の建築物とする。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第6条 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、1の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する2以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、1人の廃棄物管理責任者が当該2以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（第1号様式）により行わなければならない。

（事業用大規模建築物における再利用計画の作成等）

第7条 条例第20条第3項の規定による再利用についての計画の作成は、年度（4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

2 条例第20条第3項の規定による再利用についての計画の提出は、再利用計画書（第2号様式）により毎年5月31日までに行わなければならない。

（再利用対象物の保管場所設置基準）

第8条 条例第20条第4項及び第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。

- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管が確保されるようにすること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。
(再利用対象物の保管場所設置届)

第9条 条例第20条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

(改善勧告)

第10条 条例第21条に規定する勧告は、書面により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第22条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を告示して行うものとする。

(受入拒否)

第12条 条例第23条の規定により事業系廃棄物の受入れを拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、書面により通知するものとする。

(事業用小規模建築物)

第13条 条例第24条第1項の規則で定める事業用小規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル未満の建築物とする。

2 条例第24条第2項に規定する再利用の対象となる物の保管場所については、第8条に規定する基準に準じて設置するものとする。

(住居用大規模建築物)

第14条 条例第25条の規則で定める住居用大規模建築物は、15戸以上の集合住宅とする。

(住居用小規模建築物)

第14条の2 条例第25条第2項の規則で定める住居用小規模建築物は、4戸以上15戸未満の集合住宅とする。

(住居用大規模建築物における再利用対象物の保管場所設置基準)

第15条 条例第25条の規則で定める基準は、第8条に規定する基準を準用する。

第3章 廃棄物の適正処理

(適正処理困難物の公表)

第16条 条例第31条第1項の規定による公表は、指定された適正処理困難物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示して行うものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第17条 条例第32条第1項に規定する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第1条の3に規定する一般廃棄物の処理に係る基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を定めるものとする。

2 一般廃棄物処理計画には、条例第47条第1項の規定により市長が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

第18条 条例第33条第3項の規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条各号及び第4条の2各号の規定によるものとする。

(家庭廃棄物を収納する袋の基準等)

第19条 条例第34条第2項に規定する家庭廃棄物を収納する袋(条例第34条の2第1項及び第2項に規定する指定収集袋(以下「指定収集袋」という。))を除く。以下「収納袋」という。)の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 耐水性があり、丈夫なものであること。
 - (2) 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
- 2 収納袋で収納することが適当でない家庭廃棄物については、当該廃棄物をひもでくくるなどして収集作業が容易にできるようにしなければならない。

(指定収集袋の基準等)

第20条 指定収集袋は、前条第1項各号に掲げる基準を満たすものであって、その種類及び容量は、次の表に定めるところによる。

指定収集袋の種類		容量	
家庭廃棄物	可燃用指定収集袋（第3号様式の2）及び不燃用指定収集袋（第3号様式の3）	S袋	5リットル相当
		M袋	15リットル相当
		L袋	30リットル相当
		LL袋	45リットル相当
	第36条第3号アに掲げる廃棄物を排出するときに使用する指定収集袋（第3号様式の4。以下「ボランティア袋」という。）	L袋	30リットル相当
		第36条第3号イに掲げる廃棄物を排出するときに使用する指定収集袋（第3号様式の5。以下「おむつ袋」という。）	M袋
事業系一般廃棄物指定収集袋（第3号様式の6）	L袋		30リットル相当
		S袋	10リットル相当
		M袋	25リットル相当
L袋		45リットル相当	

（資源物の排出方法）

第20条の2 条例第34条の6に規定する資源物の排出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）古紙は、束ねてひもでくくる、又は畳んで紙袋に入れること。
- （2）布は、収納袋に入れること。
- （3）空き瓶は、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れること。
- （4）空き缶は、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れること。
- （5）ペットボトルは、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れること。
- （6）容器包装プラスチックは、収納袋に入れること。

（有害ごみの排出方法）

第20条の3 条例第34条の7に規定する有害ごみの排出方法は、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れ排出するものとする。

（収集又は運搬の禁止の対象となる資源物）

第20条の4 条例第34条の8第1項に規定する規則で定める資源物は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）古紙
- （2）布
- （3）空き瓶
- （4）空き缶

（収集又は運搬の禁止命令）

第20条の5 条例第34条の8第2項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書（第3号様式の7）により行うものとする。

（動物の死体の届出）

第21条 条例第36条の規定により動物の死体の届け出をしようとする者は、動物死体届出書（第4号様式）によってしなければならない。ただし、これにより難しい場合は、省略することができる。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第22条 条例第40条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- （2）事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- （3）事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- （4）ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- （5）作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- （6）運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- （7）市の収集運搬業務の提供を受ける場合には、市の収集運搬作業の方法に適合する保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への積込みが容易な構造であること。
- （8）保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

（運搬等の命令に係る排出量）

第23条 条例第42条の規則で定める量の事業系一般廃棄物は、1日平均10キログラムを超えるもの又は一時に100キログラムを超えるものとする。

（一般廃棄物管理票適用対象事業者）

第24条 条例第43条第1項の規則で定める事業者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を自ら市長の指定する処理施設に搬入する者
- (2) 事業系一般廃棄物を事業者から委託を受けて市長の指定する処理施設に搬入した者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者
(一般廃棄物管理票)

第25条 条例第43条第1項に規定する一般廃棄物管理票は、次の各票からなる複写式のものとし、その様式は、第5号様式のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物管理票 (市長提出用)
- (2) 一般廃棄物管理票 (事業者保管用)
- (3) 一般廃棄物管理票 (受託者保管用)
(一般廃棄物管理票の記載事項)

第26条 条例第43条第1項の規定により事業者が市長に提出する一般廃棄物管理票には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 一般廃棄物管理票の作成年月日
- (2) 排出事業者の氏名又は名称及び住所
- (3) 一般廃棄物管理票の作成を担当した者の氏名
- (4) 事業系一般廃棄物の全体量及び種類ごとの量
- (5) 運搬車の車両番号及び運転者の氏名
- (6) 運搬車の種類

2 条例第43条第2項の規定により事業者が受託者に交付する一般廃棄物管理票には、前項第1号から第5号までに規定する事項並びに受託者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

(一般廃棄物管理票の交付)

第27条 条例第43条第2項の規定による一般廃棄物管理票の交付は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該事業系一般廃棄物を受託者に引き渡す際に交付すること。
- (2) 当該事業系一般廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が一般廃棄物管理票に記載された事項と相違ないことを確認のうえ、交付すること。
(一般廃棄物管理票の保存)

第28条 一般廃棄物管理票の保存年限は、5年とする。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第29条 条例第44条第1項の規則で定める受入基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内において発生した事業系一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないもの
 - ア し尿
 - イ 動物の死体
 - ウ 特別管理一般廃棄物に指定されている物
 - エ 有害性の物
 - オ 爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物
 - カ 液状の物
 - キ 粉末状又はか粒状で飛散するおそれのある物
 - ク その他処理施設の管理運営に支障を来すおそれのある物
- (2) 事業系一般廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める事項
(廃棄物の排出量及び処理手数料の額の算定)

第30条 条例第50条1項に規定する廃棄物処理手数料に係る条例第34条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の排出量は、排出の都度、当該排出された量をもって算定する。

2 条例第50条第2項に規定する粗大ごみの処理手数料の額は、別表第1に定めるところによるものとする。
(廃棄物処理手数料の徴収方法等)

第31条 条例第50条第1項に規定する廃棄物処理手数料は、一般廃棄物処理手数料納入通知書兼領収書(第6号様式。以下「納入通知書」という。)により徴収することとし、当該納入通知書を発行した日の翌日から起算して20日目を納付期限とする。ただし、指定収集袋により排出する廃棄物及び臨時に排出し、又は運搬する廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略することができる。

2 条例第50条第2項に規定する廃棄物処理手数料については、占有者は、特定廃棄物処理券(第7号様式)を購入し、当該排出する粗大ごみに貼付することにより徴収する。
(排出量算定基準の特例)

第32条 条例第50条第4項の規定による算定は、1立方メートルを250キログラムに換算する。

(指定収集袋の交付方法)

第32条の2 条例第50条の2に規定する指定収集袋（ボランティア袋及びおむつ袋を除く。）の交付は、次の表の左欄に掲げる指定収集袋の種類ごとに、同表の中欄に掲げる廃棄物処理手数料を納付した者に同表の右欄に掲げる枚数を1組として行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、廃棄物処理手数料の納付額に応じ、同欄に掲げる枚数未満の指定収集袋を交付することができる。

指定収集袋の種類		廃棄物処理手数料	枚数
家庭廃棄物	可燃用指定収集袋及び不燃用指定収集袋	S袋	84円
		M袋	273円
		L袋	556円
		L L袋	840円
事業系一般廃棄物指定収集袋		S袋	500円
		M袋	1,250円
		L袋	2,850円

(動物死体処理手数料の徴収方法)

第33条 条例第51条に規定する動物死体処理手数料については、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、動物の死体の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより徴収する。ただし、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、動物の死体の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより難しい場合は、省略することができる。

(し尿処理手数料の徴収方法)

第34条 条例第52条に規定するし尿処理手数料については、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、し尿の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより徴収する。ただし、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、し尿の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより難しい場合は、省略することができる。

(督促)

第35条 納入通知書により徴収する場合において、手数料を納期限までに納付しない者があるときは、督促状（第8号様式）を発行して督促する。

2 前項の督促状を受けた者は、その発行の日から10日以内に納付しなければならない。

(手数料の減額又は免除)

第36条 条例第53条に規定する処理手数料の減額又は免除は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 天災を受けた場合 免除

(2) 火災等の事故により被害を受けた場合（ただし、処分のみを受けようとする場合に限る。） 免除

(3) 占有者が、次に掲げる廃棄物を排出する場合 免除

ア 自治会等の各種団体又は個人が行う道路、公園その他公共的な施設等の清掃活動に伴う廃棄物

イ 育児、介護等に使用した紙おむつ

(4) 別表第2の左欄に掲げる世帯に属する占有者が指定収集袋により排出する廃棄物については、同表に定めるところにより免除する。

(5) 次に掲げる世帯に属する占有者が粗大ごみを排出する場合 免除

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助を受ける者の属する世帯

イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 減額又は免除

(減額等の申請手続)

第37条 前条の規定により処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、処理手数料減免申請書（第9号様式）により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、前条各号のいずれかに該当すると認めたときは、処理手数料の減免処分を行い、処理手数料減免承認（不承認）決定通知書（第10号様式）を交付し、又は処理手数料免除承認書兼指定収集袋引換券（第10号様式の2）を交付し、かつ、同引換券と引き換えに別表第2に定めるところにより指定収集袋を交付するとともに、当該決定通知書と引き換えに前条第5号に掲げる者に特定廃棄物処理券を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第3号に掲げる処理手数料の免除については、申請手続を省略することができる。

(廃棄物処理手数料の還付)

第37条の2 条例第53条の2ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 指定収集袋及び特定廃棄物処理券（以下「指定収集袋等」という。）を所有している占有者等が、市外に転出するとき。
 - (2) 指定収集袋等を所有している占有者等が、市内における事業を廃止するとき。
 - (3) 指定収集袋等を所有している占有者等が指定収集袋等を使用する見込みがなくなったとき。
 - (4) 指定収集袋等の廃棄物処理手数料の改訂を伴うとき。
 - (5) 指定収集袋等の取扱店が閉店または収納事務委託契約を解除したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により処理手数料の還付を受けようとする者は、廃棄物処理手数料還付請求書（第10号様式の3）を市長に提出しなければならない。

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

第1節 一般廃棄物処理業

(許可申請)

第38条 条例第54条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第11号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
 - (3) 事業の区分
 - (4) 継続的な作業場所及び運搬先
 - (5) 運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量
 - (6) 主たる事務所以外の事務所、事業所及び運搬車の車庫等の名称及び所在地
 - (7) 保管及び積替えを行う場合には、保管及び積替えを行う施設の設置場所
 - (8) 従業員の数
 - (9) 作業計画
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
 - (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
 - (3) 営業について成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その行為能力を証明する書類
 - (4) 申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）が、条例第54条第3項第4号アからウまでに該当しない者である旨の申出書
 - (5) 印鑑証明書
 - (6) 運搬先を証明できる書類（市長の指定する処理施設以外を運搬先とする場合に限る。）
 - (7) 事務所、車庫等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）、当該事務所、車庫等の写真、案内図及び車庫付近の見取図
 - (8) 積替え施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）、当該施設の配置図、写真、付近の見取図、設計図及び概況を示す書類並びに関係諸官庁の設置許可証の写し
 - (9) 自動車検査証の写し
 - (10) 従業員名簿
 - (11) 顧客名簿及び排出事業者との一般廃棄物の処理に係る委託契約書の写し又は委託を証明する書類
 - (12) 事業資金及びその調達方法を記載した書類（新規に許可を受けようとする者に限る。）
 - (13) 過去1年間に於いて税目及び税額について市長が定める国税並びに地方税の未納がないことを証明する書類
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類及び図面
- 3 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り同項各号に掲げる書類又は図面（同項第4号、第9号、第13号及び第14号に掲げるものを除く。）の添付を省略することができる。
- 4 条例第54条第2項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（第12号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。
- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
 - (3) 処分（最終処分を除く。）又は最終処分の区分
 - (4) 処分の方法
 - (5) 処分（最終処分を除く。）の場合は、処分先
 - (6) 一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合に

は、埋立地の面積及び埋立容量をいう。)

- (7) 主たる事務所以外の事務所及び事業場の名称及び所在地
- (8) 従業員の数
- (9) 作業計画

5 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 身分証明書(個人の場合に限る。)
- (3) 営業について成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その行為能力を証明する書類
- (4) 申請者(法人にあっては、その業務を行う役員を含む。) が、条例第54条第3項第4号アからウまでに該当しない者である旨の申出書
- (5) 印鑑証明書
- (6) 処分(最終処分を除く。) の場合は、処分先を証明できる書類
- (7) 一般廃棄物の処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計画書、写真、付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にある場合は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (8) 事務所、一般廃棄物の処理施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類(借用する場合には、その契約書の写し)及び事務所の案内図
- (9) 従業員名簿
- (10) 顧客名簿及び排出事業者との一般廃棄物の処理に係る委託契約書の写し又は委託を証明する書類
- (11) 事業資金及びその調達方法を記載した書類(新規に許可を受けようとする者に限る。)
- (12) 過去1年間において税目及び税額について市長が定める国税並びに地方税の未納がないことを証明する書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類及び図面

6 一般廃棄物処分業の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り同項各号に掲げる書類又は図面(同項第4号、第12号及び第13号に掲げるものを除く。) の添付を省略することができる。

(許可を要しない者)

第39条 条例第54条第1項ただし書の規則で定める者は、省令第2条各号に掲げる者とする。

2 条例第54条第2項ただし書の規則で定める者は、省令第2条の3各号に掲げる者とする。

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第39条の2 条例第54条第3項第3号の規則で定める基準は、一般廃棄物収集運搬業にあっては省令第2条の2各号に掲げる基準に、一般廃棄物処分業にあっては省令第2条の4各号に掲げる基準によるほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市内に事務所を有すること。ただし、市内に主要な取引先がある場合又は取り扱う一般廃棄物が特殊であるため、市内に事務所を置くことができない場合であって、市長が特別に認めたときは、この限りでない。
- (2) 過去1年以内において、税目及び税額について市長が定める国税並びに地方税を納付していること。
- (3) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業務の経験年数(法人の場合にあっては、その構成員のうち一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業務に携わる者の3分の1以上の者の経験年数)が3年以上であること。
- (4) 一般廃棄物収集運搬業については取り扱う一般廃棄物の運搬先、一般廃棄物処分業(最終処分を業として行う者を除く。) については取り扱う一般廃棄物の処分先を確保していること。

(許可の更新期間)

第40条 条例第54条第4項の規則で定める期間は、2年とする。

(許可証)

第41条 市長は、条例第54条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は条例第55条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(第13号様式)を交付する。

2 市長は、条例第54条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき、又は条例第55条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(第14号様式)を交付する。

(変更の許可申請)

第42条 一般廃棄物収集運搬業者は、条例第55条第1項の規定により第38条第1項第2号又は第3号に規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書(第15号様式)に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

- (2) 許可の年月日及び許可の番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更に係る事業の用に供する運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量
 - (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
 - (7) 変更予定年月日
- 2 第38条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 3 一般廃棄物処分業者は、条例第55条第1項の規定により第38条第4項第2号から第4号までに規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処分業変更許可申請書（第16号様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 許可の年月日及び許可の番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更に係る事業の用に供する一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
 - (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
 - (7) 変更予定年月日
- 4 第38条第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
（変更の承認申請）
- 第43条** 一般廃棄物収集運搬業者が第38条第1項第4号に掲げる運搬先又は第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業変更承認申請書（第17号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 許可の年月日及び許可の番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更予定年月日
- 2 第38条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 3 一般廃棄物処分業者が第38条第4項第5号又は第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業変更承認申請書（第17号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 許可の年月日及び許可の番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更予定年月日
- 4 第38条第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 5 市長は、第1項又は第3項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認をしたときは、一般廃棄物処理業変更承認書（第18号様式）を交付するものとする。
（変更届）
- 第44条** 一般廃棄物収集運搬業者は、次の各号に掲げる変更又は一部廃止をしたときは、当該変更又は一部廃止をした日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。
- (1) 第38条第1項第1号又は第5号から第8号までのいずれかに掲げる事項を変更したとき。
 - (2) 第42条第1項ただし書に規定する事業の一部を廃止したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を変更したとき。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者は、第38条第1項第4号に掲げる継続的な作業場所を変更したときは、当該変更した日の属する月の翌月10日までに一般廃棄物処理業変更届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。
- 3 第38条第2項の規定は、第1項第1号及び第3号並びに前項の届出について準用する。
- 4 一般廃棄物処分業者は、次の各号に掲げる変更又は一部廃止をしたときは、当該変更又は一部廃止をした日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。
- (1) 第38条第4項第1号又は第6号から第8号までのいずれかに掲げる事項を変更したとき。
 - (2) 第42条第3項ただし書に規定する事業の一部を廃止したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を変更したとき。

5 第38条第5項の規定は、前項第1号及び第3号の届出について準用する。

(休止及び廃止届)

第45条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を休止し、又は廃止しようとする者は、業を休止し、又は廃止しようとする日の15日前までに一般廃棄物処理業休止・廃止届（第20号様式）により市長に届け出なければならない。

(許可の取消し及び停止命令)

第45条の2 市長は、条例第58条の規定により業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずるときは、業の許可の取消しについては許可取消書（第20号様式の2）により、事業の全部若しくは一部の停止又は市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずるときは事業停止命令書（第20号様式の3）により行うものとする。

(許可証の再交付)

第46条 条例第59条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（第21号様式）により行わなければならない。

(許可証の返納)

第47条 許可の期間が満了したとき、又は条例第58条の規定により業を取り消されたときは、直ちに、許可証を市長に返納しなければならない。

第2節 浄化槽清掃業

(許可申請)

第48条 条例第61条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第22号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 事業所の所在地

(3) 事業の用に供する施設の概要

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）

(2) 身分証明書（個人の場合に限る。）

(3) 申請者（申請者が浄化槽清掃業に係る営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。）が、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しない者である旨の申出書

(4) 印鑑証明書

(5) 浄化槽の清掃についての専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを証明する書類

(6) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽法施行規則」という。）第11条第1号から第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図

(7) 営業所を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）及び当該営業所の案内図

(8) 従業員名簿（法人である場合には、その役員を含む。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類及び図面

(許可及び不許可の通知)

第49条 条例第61条第3項の規定による許可又は不許可の処分をした場合の通知は、浄化槽清掃業許可・不許可通知書（第23号様式）により行うものとする。

(浄化槽清掃業の許可基準)

第49条の2 条例第61条第2項第1号の規則で定める基準は、浄化槽法第36条各号に掲げるところによるものとする。

(許可証)

第50条 市長は、条例第61条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（第24号様式）を交付する。

2 浄化槽清掃業の許可の期間は、3年とする。

(記載事項変更の届)

第51条 浄化槽清掃業者は、条例第62条の規定により申請内容に変更があつた場合には、変更の日から30日以内に、浄化槽清掃業許可申請記載事項変更届（第25号様式）に必要事項を記載し、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を前項の変更届に添付しなければならない。

(1) 浄化槽法施行規則第10条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し（法人である場合には、登記事項証明書）

(2) 浄化槽法施行規則第10条第1項第2号に掲げる事項の変更 第48条第2項第7号に定める書類

- (3) 第48条第2項第6号に掲げる器具の収納場所の変更 第48条第2項第6号に定める書類
(4) 第48条第2項第8号に掲げる従業員名簿の変更 第48条第2項第8号に定める書面並びにその変更が法人の役員である場合には、登記事項証明書及び浄化槽法施行規則第10条第2項第3号に定める書面(廃業等の届)

第52条 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、廃業等した日から30日以内に、浄化槽清掃業廃業等届(第26号様式)により市長に届け出なければならない。

(指示書、許可取消書及び事業停止命令書)

第53条 市長は、条例第63条第1項の規定により浄化槽の清掃について必要な指示をするときは、指示書(第27号様式)により行うものとする。

- 2 市長は、条例第63条第2項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、浄化槽清掃業許可取消書(第28号様式)又は浄化槽清掃業停止命令書(第29号様式)により行うものとする。

(許可証の再交付)

第54条 条例第65条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(第30号様式)により行わなければならない。

(許可証の返納)

第55条 許可の期間が満了したとき、又は条例第63条第2項の規定により業を取り消されたときは、直ちに、許可証を市長に返納しなければならない。

第5章 調布市廃棄物減量及び再利用促進員

(定数)

第56条 条例第82条第2項に規定する調布市廃棄物減量及び再利用促進員の定数は、550人以内とする。

第6章 雑則

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第57条 条例第84条第1項の規則で定める大規模建築物は、15戸以上の集合住宅又は床面積の合計が1,500平方メートル以上の建築物とする。

- 2 条例第84条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)により、建築基準法第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。
3 条例第84条第2項及び第4項の規則で定める基準は、第22条各号の規定によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、市長が別に定める基準に適合すること。

(2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

(小規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第57条の2 条例第84条の2の規則で定める小規模建築物は、4戸以上15戸未満の集合住宅又は床面積の合計が1,500平方メートル未満の建築物とする。

(報告の徴収)

第58条 条例第85条に規定する市長への報告は、一般廃棄物処理業にあっては一般廃棄物処理業務実績報告書(第31号様式)により、浄化槽清掃業にあっては浄化槽清掃業務実績報告書(第32号様式)により、前月分を翌月の10日までに行うものとする。

(帳簿)

第58条の2 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第7条第15項に規定する帳簿について、省令第2条の5第1項の表に規定するもののほか、一般廃棄物収集運搬業者にあっては処理料金を、一般廃棄物処分業者にあっては処分料金を記載しなければならない。

(身分を示す証明書)

第59条 条例第86条第2項に規定する身分を示す証明書は、清掃指導員証(第33号様式)とする。

(委任)

第60条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
2 この規則の施行前に、この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により交付された許可証等で現に効力を有するものは、この規則の相当する規定により交付された許可証等とみなす。

- 4 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 附 則**（平成7年3月17日規則第5号）
- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第38条及び第48条の規定によりなされた許可申請は、この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則第38条及び第48条の規定によりなされた許可申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 附 則**（平成7年3月31日規則第11号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
（調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 61 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、なお使用することができる。
- 附 則**（平成10年1月21日規則第1号）
- 1 この規則は、平成10年1月22日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則第7号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 附 則**（平成10年3月31日規則第26号）
この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則**（平成12年2月9日規則第4号）
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の受付に係るものから適用し、施行日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。
- 附 則**（平成13年1月9日規則第6号）
- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第48条第2項第6号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則別表の規定は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）以後の受付に係るものから適用し、施行日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。
- 附 則**（平成15年9月5日規則第48号）
- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の受付に係るものから適用し、施行日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。
- 附 則**（平成16年1月30日規則第1号）
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料から適用し、施行日前に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 附 則**（平成16年9月16日規則第45号）
- 1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成16年10月1日から、別表第2の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則別表第1の規定は、平成16年10月1日以後の受付に係るものについて適用し、同日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。
- 附 則**（平成17年3月4日規則第9号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
（調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 5 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年 3 月31日規則第41号）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年 3 月31日規則第30号）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年 9 月29日規則第102号）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の処理に係るものについて適用し、施行日前の処理に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年 2 月27日規則第 5 号）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年 2 月26日規則第 2 号）

この規則は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第23号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 2 月24日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料について適用し、施行日前に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬した廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第 2 の規定は、施行日以後の申請に係るものについて適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月31日規則第48号）

この規則は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 2 月19日規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則第33条及び第34条の規定は、施行日以後の徴収に係るものについて適用し、改正前の徴収に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年 9 月30日規則第57号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 1 月13日規則第 1 号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第30条関係）

粗大ごみ処理手数料表

番号	品目	手数料
家具類		
1	棚（扉無し）・げた箱類（1 辺90cm未満）	630円
2	棚（扉無し）・げた箱類（1 辺90cm以上）	1, 260
3	棚（扉有り）・たんす（1 辺90cm未満）	945
4	棚（扉有り）・たんす（1 辺90cm以上）	1, 575
5	サイドボード（1 辺90cm未満）	1, 260
6	サイドボード（1 辺90cm以上）	1, 890
7	パイプハンガー・ハンガーラック	315
8	衣装箱・茶箱・カラーボックス	315

9	テーブル（天板の1辺又は直径が90cm未満）・座卓	630
10	テーブル（天板の1辺又は直径が90cm以上）	945
11	椅子・座椅子	315
12	ソファ（1人用）	630
13	ソファ（2人以上用）	1,260
14	鏡台・ドレッサー	1,260
15	姿見	315
16	両袖机	1,890
17	机類・ライティングデスク等	1,260
寝具・じゅうたん		
18	折り畳み式ベッド・パイプベッド	630
19	シングルベッド・セミダブルベッド	2,205
20	ダブルベッド	3,150
21	介護用ベッド	4,725
22	スプリング式ベッドマット（シングル・セミダブル）	945
23	スプリング式ベッドマット（ダブル）	1,260
24	マットレス（スポンジ）	315
25	ベッド枠（シングル・セミダブル）	1,260
26	ベッド枠（ダブル）	1,890
27	布団	315
28	敷物（6畳未満。カーペットを含む。）	315
29	敷物（6畳以上。カーペットを含む。）	630
30	ウッドカーペット（6畳未満）	1,260
31	ウッドカーペット（6畳以上）	1,890
台所用品		
32	換気扇	315
33	ガステーブル（1口用）	315
34	ガステーブル（2口以上用）	630
35	ガスオーブン	945
36	電子レンジ	945
37	食器洗い機	945
38	食器乾燥機	630
39	調理台・ワゴン	630
40	ホットプレート（1辺40cm以上）	315
41	炊飯器（1辺40cm以上）	315
42	米びつ	630
43	湯沸器	630
冷暖房器具		
44	パネル・オイルヒーター	630
45	ストーブ・ファンヒーター	315
46	電気こたつ	315
47	こたつ板	315
48	家具調コタツ	630
49	扇風機	315
その他の家庭用品		
50	削除	
51	ミシン（卓上式）	630
52	ミシン（卓上式以外）	1,260
53	電気掃除機（本体の1辺が40cm以上のもの）	315
54	ごみ箱・ごみバケツ	315
55	ズボンプレス機	315
56	加湿器・除湿機（1辺40cm以上）	315
57	照明器具（1辺40cm以上）	315

58	風呂の蓋（１辺40cm以上）	315
A V ・ 事務機器		
59	ビデオデッキ（１辺40cm以上）	315
60・61	削除	
62	テレビ台・オーディオラック	315
63	テレビアンテナ	315
64	単体のオーディオ機器（１辺40cm以上90cm未満）	315
65	単体のオーディオ機器（１辺90cm以上）	630
66	スピーカー（１辺40cm以上。１個）	630
67	ワードプロセッサ（１辺40cm以上）	630
68	プリンタ・スキャナ等（１辺40cm以上90cm未満）	630
69	プリンタ・スキャナ等（１辺90cm以上）	945
子供用品		
70	ベビーバス・ベビーラック・ベビーサークル	315
71	ベビーベッド	630
72	幼児用ブランコ・幼児用滑り台（室内用）	630
73	幼児用遊具（ブランコ・滑り台を除く。）	315
74	乳母車・三輪車・チャイルドシート	315
75	人形・ぬいぐるみ（１辺40cm以上）	315
趣味用品		
76	スキー板・スノーボード・そり・スケートボード	315
77	ゴルフバッグ	315
78	ゴルフクラブ（５本まで）	315
79	家庭用トレーニング機器（サイクリングマシン）	1,575
80	家庭用トレーニング機器（ローイングマシン）	630
81	家庭用トレーニング機器（ランニングマシン）	1,890
82	肩もみ機	1,890
83	ぶら下がり健康器	630
84	編み機	630
85	キーボード（ピアノ・オルガン・エレクトーンを除く。）	630
86	その他の小型楽器（ギター・バイオリン等）	315
87	水槽（１辺40cm以上70cm未満）	315
88	水槽（１辺70cm以上）	630
89	フラワースタンド	315
90	植木鉢・プランター	315
建具類		
91	アコーディオンカーテン	630
92	網戸	315
93	ブラインド・ロールスクリーン	315
94	すだれ・すのこ・よしず	315
その他		
95	物干しざお・パイプ類	315
96	物干し台（コンクリート部分を除く。）	315
97	芝刈り機	630
98	脚立・はしご（高さ2 m未満）	315
99	植木台（コンクリート部分を除く。）	945
100	自転車（18インチ以下）	315
101	自転車（19インチ以上）	630
102	一輪車	315
103	ショッピングカート	315
104	スーツケース	315
105	クーラーボックス	315
106	ビーチパラソル	315

107	サマーベッド	315
108	犬小屋（1辺1m未満）	630
109	物置（1辺1m未満）	630
110	物置（1辺1m以上2m未満で分解済みのもの）	1,260
111	自動車用キャリア（ケース付き）	630
112	自動車用キャリア（ケース無し）	315
113	車椅子	630
114	車椅子（電動）	1,260
115	その他	その重量・形状等を勘案し、上記の品目に準じて市長が定める金額

備考 上記の品目のうち長さによる基準が記載されているものは、その基準を当該廃棄物の一番長い部分に適用する。

別表第2（第36条、第37条関係）

対象世帯	指定収集袋の種類及び枚数
(1) 第36条第5号アに掲げる世帯	可燃用指定収集袋M袋80枚及び不燃用指定収集袋M袋20枚又は可燃用指定収集袋S袋80枚及び不燃用指定収集袋S袋20枚
(2) 第36条第5号イに掲げる世帯	
(3) 第36条第5号ウに掲げる世帯	
(4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により老齢福祉年金の支給を受ける世帯	
(5) 75歳以上の者のみで構成され、かつ、収入が国民年金法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による年金のみ又は収入のない世帯	
(6) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定により交付を受けた愛の手帳に知的障害の程度が1度又は2度と記載されている者が属し、かつ、市民税が非課税の世帯	
(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が1級と記載されている者が属し、かつ、市民税が非課税の世帯	
(8) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者が属し、かつ、市民税が非課税の世帯	
(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受ける者の属する世帯	
備考 各指定収集袋の枚数は、1世帯につき、1年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）当たりの枚数とし、市長が決定する免除の期間における月数に応じてあん分して得た枚数を交付する。この場合において、当該あん分して得た枚数に10枚未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。	

様式 略

「平成29年度 清掃事業概要」について ご意見等をお寄せください

今後も調布市のごみ処理の現状について、わかりやすく、見やすい冊子となるよう、内容の充実を図っていきます。ご意見等をお寄せください。（問い合わせ先は下記に掲載しています。）

登録番号 (刊行物番号)
2017-105

平成29年度版(平成28年度実績)
調布市清掃事業概要

発行日 平成29年10月発行
発 行 調布市環境部ごみ対策課
〒182-0024 調布市布田4-20-2 2階
Tel 042-481-7811
Fax 042-481-7814
E-mail gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

印 刷 庁内印刷

本書は、古紙配合の再生紙を使用しています。

「これならできるごみ減量とリサイクル」

小・中学生ごみ減量啓発作品展の入賞作品

「これならできるごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみ減量やリサイクルのために自分が心がけている（これからしようとしている）ことについて小・中学生の皆さんからポスター募集しました。これは、小・中学生の皆さんにごみ問題に関心を持っていただくとともに、広く市民の皆さんにも普段の生活のなかでごみ減量を身近な問題として考えていただくことを目的として実施しました。152点のご応募をいただいたなかから調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会委員の方にご協力をいただき入選作品を決定いたしました。

